

広島市教育委員会事務 点検・評価報告書

令和4年9月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨	1
2 本市教育委員会における実施方法	1

II 点検・評価結果

1 一人一人を大切にする教育の実現に関する事務

(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること

ア 幼児教育の推進	2
イ 学力向上の推進 [重点取組項目]	6
ウ 道徳教育の推進	10
エ 体力向上の推進	11
オ 平和教育の推進 [重点取組項目]	13
カ 特別支援教育の充実	17
キ 中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進	24
ク 帰国・外国人児童生徒に係る教育の支援	27
ケ 学校施設の整備	29
コ 学校の情報教育環境整備	33
サ 学校給食の充実	37

(2) いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること

ア いじめ・不登校等対策の推進 [重点取組項目]	39
イ まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施	46
ウ 子どもの安全対策の推進	47
エ 学校における働き方改革の推進 [重点取組項目]	52

(3) 次代を担う青少年の育成に関すること

ア キャリア教育の推進	56
-------------	----

(4) 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養に関すること

ア 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進	58
イ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進	64

2 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(1) 多様で良質な切れ目のない支援に関すること

ア 放課後等の子どもの居場所の確保	67
-------------------	----

(2) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援に関すること

ア 就学援助	72
--------	----

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要	74
2 聴取した意見	74

(参考)

1 教育委員会の活動状況	
(1) 教育委員会議の開催状況	76
(2) その他の主な活動	80
2 教育委員会事務局・教育機関等組織図	81
3 広島市立学校の児童生徒数等	82
4 図表一覧	83

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

令和 3 年度とする。

(3) 点検・評価の構成等

ア 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 課題等への対応方針

(ウ) 令和 3 年度における管理・執行状況

(エ) 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

イ 重点取組項目

令和 3 年度の重点取組項目としては、広島子どもたちが「心身ともにたくましく思いやりのある人」としてその可能性を最大限に発揮する教育を目指す取組のうち、

(ア) 教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として「学力向上の推進」、

(イ) 「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」、

(ウ) 学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」、

(エ) 教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目として「学校における働き方改革の推進」

を選定する。

なお、重点取組項目については、項目の先頭に「**重**」を表記している。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

令和 4 年 8 月 8 日（月）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

Ⅱ 点検・評価結果

1 一人一人を大切に教育の実現に関する事務

(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること

ア 幼児教育の推進

第1 事務の目的・概要

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、全ての子どもに対して質の高い幼児教育・保育を行うことができるよう、幼児教育・保育の一体的な質の向上を図ることが必要である。このため、令和2年3月に広島市が策定した「広島市幼児教育・保育ビジョン」の考え方等を踏まえ、幼児教育に係る実践研究の推進や乳幼児教育保育支援センターによる取組の充実を図るとともに、将来にわたって持続可能な提供体制の構築に取り組むことにより、本市全体の幼児教育・保育の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

研究のテーマや視点等の見直しについて、市立幼稚園教育研究会と連携し検討を行う。

2 乳幼児教育保育支援センターにおける取組の充実

乳幼児教育保育アドバイザー（以下、この項目において「アドバイザー」という。）の派遣ニーズの多様化に対応できるよう、支援の対象分野の拡大に取り組むとともに、アドバイザーが国・県等が開催する幼児教育・保育関係者を対象とした研修会へ参加することなどにより、資質・能力の向上を図る。

3 市立幼稚園のあり方の検討

「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」（以下、この項目において「実施方針」という。）において、現在市立幼稚園が所在していない区も含め、地域の幼児教育・保育の拠点として各区に設置することとしている公立の認定こども園（以下、この項目において「拠点園」という。）における幼児教育・保育の内容、施設定員、職員配置等の基本的な考え方等については、こども未来局と連携しながら検討を進める。また、市立幼稚園の統廃合の進め方については、関係団体とも協議を行いながら、具体的な実施方法等の検討を進める。

第3 令和3年度における管理・執行状況

1 市立幼稚園における研究推進

研究のテーマや視点等について、より社会のニーズに対応したものとなるよう、市立幼稚園教育研究会と連携し、検討を行った。「幼保小連携」では幼児の姿の見取り方、「子育て支援」では保護者や地域への発信の工夫、「特別支援教育」では教師間や保護者、専門機関との連携、「3歳児保育」では2年保育と3年保育における4歳児の実態の違いを捉えた3歳児への援助に重点を置き、全市立幼稚園において、いずれかの実践研究を行い、研究テーマごとに実践研究発表を行った。

2 乳幼児教育保育支援センターにおける取組の充実

新たに多文化共生や保育の自己評価を専門とする人材を加え、学識経験者、公立の幼稚園及び保育園の元園長、特別支援、衛生管理等の分野に関して専門的な知見を有する者等、計 29 人をアドバイザーとして委嘱した。市外を含め、派遣依頼のあった全ての幼稚園・保育園等に対してアドバイザーを派遣することで、遊びや生活についての助言等や園内研修、保護者向け講演会など、幼稚園等の実情に即した支援を行った。（図表 1～3）

また、より効果的な支援となるよう、新任アドバイザーを対象に業務マニュアルや実践事例集を活用した研修を実施したほか、国・県が開催する研修会に延べ 11 人のアドバイザーが参加し、資質・能力の向上を図った。

【図表 1】アドバイザー派遣回数の推移（単位：施設、回）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
施設数	73	85	132	111	127
回数	182	192	282	234	234

※ 平成 30 年度までは、文部科学省の委託事業による幼児教育アドバイザーの派遣回数

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言等の期間中は、原則、派遣を延期又は中止

【図表 2】令和 3 年度のアドバイザーの施設別派遣回数（単位：施設、回）

区分	幼稚園		保育園		認定 こども園	小学校	小規模保育 事業所等	その他	計
	公立	私立	公立	私立					
施設数	14	7	54	22	8	1	15	6	127
回数	33	18	96	37	15	1	20	14	234

【図表 3】令和 3 年度のアドバイザーによる支援内容（単位：回）

区分	遊びや 生活	特別 支援	幼保小 連携	保護者 支援	健康や 保健	危機 管理	園の 運営	その他	計
回数	123	52	3	23	2	20	5	6	234

3 市立幼稚園のあり方の検討

拠点園については、こども未来局と連携し、幼児教育・保育の内容、施設定員、職員配置等について、幼稚園教諭及び保育士から意見を聴取しながら検討を進めた。また、拠点園が担う機能の先導的な取組として、拠点園となる予定の市立幼稚園と公立保育園が連携して公開保育を実施し、幼稚園・保育園等の相互理解を深めるとともに、研修機能の充実に努めた。

市立幼稚園の統廃合については、まずは、一定規模の集団による教育環境の確保が困難であると見込まれる「4 歳児の入園児数が 7 人以下」となる 2 園（大町幼稚園及び落合東幼稚園）を検討対象とするとともに、検討に当たっては、まちづくりの観点から、関係部局と連携を図りながら、地域との協議を進めていくこととした。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

(1) 評価

市立幼稚園教育研究会と連携し、研究のテーマや視点等を見直した上で、全市立幼稚園による実践研究を行い、研究の成果を共有することができた。さらに、参加した教員からは、自園以外の取組を参考にすることで、自身の保育の質の向上につながったという意見があった。

(2) 課題

引き続き、研究のテーマや視点等について、社会のニーズや各幼稚園の実態に対応したものとなるよう、市立幼稚園教育研究会と連携して研究や研修会のあり方について検討し、研究を推進する必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、市立幼稚園教育研究会と連携し、研究や研修会のあり方について検討した上で、教員にとって、より実践的な研修となるよう、指定園・校による公開研究会を開催する。

2 乳幼児教育保育支援センターにおける取組の充実

(1) 評価

アドバイザーを派遣した幼稚園等(127施設)へのアンケート調査では、125施設(98.4%)から「今後もアドバイザーを活用したい」との回答を得ており、幼稚園等の実情に応じた支援が実施できている。

さらに、多文化共生を専門とするアドバイザー等を選任することで、より多様な派遣ニーズへの対応が可能となるとともに、国・県が開催する研修会への参加などにより、アドバイザーの資質・能力の向上を図った。

(2) 課題

増加傾向にある特別支援に係る派遣依頼に対応できるよう、アドバイザーによる支援体制の強化を図るとともに、アドバイザーの資質・能力の更なる向上を図る必要がある。

(3) 対応方針

幼稚園等の実情に応じた、より効果的な支援が実施できるよう、特別支援を専門とするアドバイザーの増員に取り組むとともに、引き続き、国・県等が開催する幼児教育・保育関係者を対象とした研修会へ参加することなどにより、アドバイザーの資質・能力の向上を図る。

3 市立幼稚園のあり方の検討

(1) 評価

拠点園については、その機能を発揮しつつ、これまで培ってきた幼児教育・保育を引き継いでいけるよう、必要となる施設・設備、職員配置等について、検討を進めることができた。また、8園で実施した公開保育には、各地域の33の幼稚園・保育園等から計38人の幼稚園教諭・保育士が参加し、意見交流等を通して、資質・能力の向上を図ることができた。

市立幼稚園の統廃合については、幼稚園児数の推移や市立幼稚園教諭の在職者数の状況、地域コミュニティの活性化に向けた本市の取組を踏まえて、具体的な進め方を整理することができた。

(2) 課題

拠点園については、引き続き、こども未来局と連携しながら、園の設置に向けて、幼児教

育・保育の内容や施設定員、整備スケジュール等について、検討を進める必要がある。また、施設の整備前においても、拠点園となる予定の市立幼稚園と公立保育園が連携して、拠点園が担う研修機能等の充実に努める必要がある。

市立幼稚園の統廃合については、当面の検討対象とした２園について、園と地域の関わりや度合などを踏まえながら、まちづくりの観点から、地域との協議を着実に進める必要がある。また、その他の園についても、入園児数等の状況を見ながら、引き続きあり方の検討を進める必要がある。

(3) 対応方針

拠点園については、こども未来局と連携しながら、幼児教育・保育の内容や施設定員、整備スケジュール等について、具体的な検討を進める。また、引き続き、公開保育の実施など拠点園が担う研修機能等の充実に努める。

市立幼稚園の統廃合については、当面の検討対象とした２園について、関係部局と連携を図りながら、各園に設置されている学校協力者会議の場などを活用し、地域における幼児教育・保育の需給状況といった客観的なデータを示した上で、まちづくりの観点から、地域との協議を進める。また、その他の園についても、入園児数等の状況を見ながらあり方の検討を進める。

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎学力の向上を図るため、小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間で「学びの基礎づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間で「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、小・中学校の連携・接続の充実、「ひろしま学びの時間」※の実施、小学校の英語専科指導教員配置校及び中学校ALT配置校の拡大による英語教育の充実に取り組む。

※ 言語・数理運用科の教材や学び方を活かす時間

第2 課題等への対応方針

1 小・中学校の連携・接続の充実（基礎的な知識・技能の定着）

全国学力・学習状況調査における正答率30%未満の児童生徒の割合を減少させるため、令和3年度の結果を基に、各中学校区で児童生徒の学力に係る課題を共有し、各学校において課題解決に向けた取組を推進するとともに、各学校において取組の参考とするため、授業改善の推進に係る指定校で実施した研究会の資料を提供する。

2 「ひろしま学びの時間」の実施

全小学校に、改めて、探究型の学習研究校の実践例を周知するとともに、指導主事の学校訪問等で指導計画を基に指導助言を行う。

中学校に探究型授業開発研究校を指定し、「ひろしま学びの時間」の実践研究を行うとともにその成果を全学校に普及する。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究校の取組

児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成するため、英語教育研究校を更に拡大し、その成果を全学校へ普及する。

(2) 小学校英語専科指導教員配置校の拡大

英語専科指導教員配置校の成果を踏まえ、段階的に配置校を拡大する。

(3) 中学校英語指導助手（ALT）配置校の拡大

生きた英語に触れる機会を通して、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、英語指導助手（ALT）配置校を段階的に拡大する。

第3 令和3年度における管理・執行状況

1 小・中学校の連携・接続の充実（基礎的な知識・技能の定着）

令和3年度実施の全国学力・学習状況調査の結果（図表4、5）、本市の児童生徒の正答率は、全国平均値とほぼ同等かやや上回っており、また正答率が30%未満の児童生徒の割合は全国平均より低い状況となっている。こうした中、基礎的な知識・技能の定着を図るため、全ての中学校区に設置している小・中連携教育研究会において、各小・中学校が分析した結果を持ち寄り、成果と課題を共有した上で研究テーマを決定し、それに基づいた授業研究を実施した。

【図表 4】 令和 3 年度全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率

(%)

	国語	算数・数学
小学校	66 (64.7)	71 (70.2)
中学校	64 (64.6)	58 (57.2)

※ () 内は全国

※ 平成 29 年度以降の市、県の平均正答率は整数で公表されている。

【図表 5】 全国学力・学習状況調査における正答率 30%未満の児童生徒の割合

(%)

	国語	算数・数学
小学校	8.5 (9.2)	4.0 (4.8)
中学校	6.6 (7.1)	11.7 (13.0)

※ () 内は全国

また、正答率 30%未満の児童生徒の割合が高い小学校 4 校、中学校 4 校を個に応じた指導研究校に指定し、算数科・数学科を中心に、少人数指導やティームティーチングによる指導方法の工夫や放課後学習等を行い、その成果を周知するため、公開研究会を実施するとともに、各学校において取組の参考となるよう、指定校の実践資料等の情報を提供した。

2 「ひろしま学びの時間」の実施

全小学校に、改めて、探究型の学習研究校の実践例を周知するとともに、指導主事の学校訪問等で、総合的な学習の時間の指導計画を基に、各学校が目指す資質・能力の育成につながる「ひろしま学びの時間」の活用について指導助言を行った。

中学校では、探究型授業開発研究校（瀬野川中学校、安佐南中学校）を指定し、「ひろしま学びの時間」を年間指導計画に位置付けた実践研究を行うとともに、公開研究会において、その効果的な活用方法を発表した。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究校の取組

英語教育特別研究校（大塚中学校区）を指定し、先行的に取組を進めた広島中等教育学校が開発した英語教育プログラムに取り組み、その成果を検証するとともに、英語教育研究校（伴中学校区・己斐中学校区・仁保中学校区・矢野中学校区・早稲田中学校区・高陽中学校区・美鈴が丘中学校区）を指定し、英語教育特別研究校において成果のあった取組を実践し、その成果を周知するため公開研究会を実施した。

(2) 小学校英語専科指導教員配置校の拡大

英語専科指導教員の配置校を計画に沿って 84 校から 108 校に増やすとともに、授業力向上に向けた研修会を開催した。

(3) 中学校英語指導助手（ALT）配置校の拡大

英語指導助手（ALT）の配置校を 36 校から 52 校に増やした。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 小・中学校の連携・接続の充実（基礎的な知識・技能の定着）

(1) 評価

小・中合同研究会においては、新型コロナウイルス感染症の影響により計画どおりに授業参観等を進めることができなかったが、オンライン等で授業観察・協議会を行い、研究の視点や各学校の取組を共有することができたという意見があった。

個に応じた指導研究校において、標準学力調査を活用し、取組の成果を検証した結果、全国の平均正答率を上回ったり、正答率 30%未満の児童の割合が減少したりする等、学力の定着状況に改善が見られた学校があった。こうした学校の効果的な取組として、小学校では、図、式、言葉を関連付けながら説明する学習活動、中学校では、基礎的な問題に毎時間取り組む学習活動や自己評価シートの活用、小・中学校に共通の取組として、家庭学習や放課後補充学習が挙げられ、これらの効果的な取組を実践資料にまとめ、各学校に周知することができた。

(2) 課題

依然として正答率 30%未満の児童生徒が一定数いるため、引き続き各中学校区において、小・中学校の連携・接続の充実を図る継続的な研究を行うとともに、基礎学力に課題のある学校を研究指定校として指定し、より実効性のある指導方法等について研究を行う必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、各中学校区で児童生徒の学力に係る課題を共有し、各学校において課題解決に向けた取組を推進する。

また、全国学力・学習状況調査の結果を基に、基礎学力に課題のある小・中学校を「個別最適な学び重点指定校」として指定し、年間を通して指導主事が訪問し授業改善について指導する。研究の成果については、各学校において取組の参考とするため、公開研究会や校長会等において、効果的な指導方法等についての資料を提供する。

2 「ひろしま学びの時間」の実施

(1) 評価

小学校においては、探究型の学習研究校で作成した「ひろしま学びの時間」を活用した総合的な学習の時間の単元計画や指導資料を、教育委員会 LAN システムを活用して学校が閲覧できるようにし、周知することができた。中学校においては、探究型授業開発研究校で行った公開研究会で取組の成果を発表し、学習指導案等の資料を提供することができた。

(2) 課題

総合的な学習の時間において目指すべき資質・能力の育成に向けて、各学校の児童生徒や、地域の実態に応じて目標を設定し、「ひろしま学びの時間」を活用した探究的な学習の過程を充実させる必要がある。

(3) 対応方針

各学校が、児童生徒や地域の実態に応じて総合的な学習の時間の目標を適切に設定するとともに、「ひろしま学びの時間」を活用して、児童生徒が探究的な学習の進め方を学んだり、学習内容を深めたりすることができるよう、指導主事の学校訪問等で指導計画を基に、探究的な学習が発展的に繰り返されているか等について指導助言を行う。

3 英語教育の充実

(1) 評価

ア 英語教育研究校の取組

英語教育研究校において、英語授業の改善や英語を使う場の創出、校種間連携の推進を図るために取り組んだ、即興的に話す活動の設定、ALT による放課後学習、中学校教員による小学校への出前授業の実施等の成果を、インタビューテストにより検証した結果、平均正答率が 8 校中 7 校で上昇した。こうした取組の成果を、公開研究会で発表することができた。

イ 小学校英語専科指導教員配置校の拡大

英語専科指導教員 73 名を複数校に兼務させるなど工夫し、108 校に配置することができた。更なる指導の充実を図るため学習指導要領に対応した研修会を 3 回開催した。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）配置校の拡大

英語指導助手（ALT）を前年度に比べ 16 校増やし、52 校に配置することができた。

(2) 課題

ア 英語教育研究校の取組

英語教育研究校において、英語によるコミュニケーション能力の育成のための効果的な取組を行い、その成果を広く全校に普及する必要がある。

イ 小学校英語専科指導教員配置校の拡大

英語専科指導教員の全校配置（141 校）を行うとともに、指導力の更なる向上を図る必要がある。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）配置校の拡大

ALT の全校配置（63 校）を行うとともに、英語教育研究校における ALT の効果的な活用方法について周知していく必要がある。

(3) 対応方針

ア 英語教育研究校の取組

児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成するため、英語教育研究指定校において、ALT とのティームティーチング授業モデルの作成、E-Camp の実施、e ラーニング等タブレット端末の活用等、先進的な取組を行い、その成果を全校へ普及する。

イ 小学校英語専科指導教員配置校の拡大

英語専科指導教員配置校の成果を踏まえ、令和 4 年度は英語専科指導教員を全校に配置するとともに、引き続き研修会を開催する。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）配置校の拡大

生きた英語に触れる機会を通して、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、令和 4 年度は英語指導助手（ALT）を全校に配置するとともに、英語教育研究校における ALT の効果的な活用方法について校長会等で周知する。

なお、教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として、「学力向上の推進」を、令和 4 年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

道徳の教科化を踏まえ、「考え、議論する道徳」の実践を通して児童生徒が自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

第2 課題等への対応方針

道徳教育推進校を指定し、「考え、議論する道徳」の指導方法及び評価等について実践研究を行い、研究の成果を全小・中学校に普及させるとともに、教材を提示する方法や発問などを工夫した事例集を作成・配付し、全小・中学校に普及させる。

第3 令和3年度における管理・執行状況

市立小学校2校、中学校2校を道徳教育推進校として指定し、ICTを活用した課題提示の方法や発問、振り返りシートの工夫など、指導方法及び評価等について研究を行い、授業公開研究会及び実践発表会（小学校教員36人、中学校教員16人が参加）を実施するとともに、提案された事例をホームページ等に掲載してその成果を普及した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

道徳教育推進校の取組を授業公開研究会及び実践発表会等を実施するとともに、提案された事例をホームページ等に掲載する（4事例）などして各学校に紹介したことにより、「考え、議論する道徳」の趣旨や指導方法、評価等の基本的な考え方が共有でき、生徒の学習状況に基づく評価や発問の在り方が議論されるなど、各学校での道徳教育に係る実践研究が活性化した。

2 課題

道徳の教科化を2年後に控えた平成28年度から累計850名以上の教員が授業公開研究会及び実践発表会等に参加し、各学校における校内研修会や授業研究を通して、「考え、議論する道徳」の趣旨や道徳科の指導方法、評価等の基本的な考え方等について周知されたこと、また、指導方法や評価等の事例をホームページ等に掲載し、教員それぞれが授業改善に活用できる環境が整ったことから、今後は研究指定校を設けず、他教科等と同様に、各学校で行われる授業改善に向けた実践を支援する必要がある。

3 対応方針

道徳の教科化に向けたこれまでの取組から、その基本的な考え方について周知することができ、各学校において「考え、議論する道徳」が実践できていることから、本項目を点検・評価項目から除外し、他教科と同様に計画訪問や要請訪問及び教育研究会での講話等の機会を捉え、各学校の実態に応じた指導助言を行うこととする。

工 体力向上の推進

第1 事務の目的・概要

体育科・保健体育科の授業等における体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を普及することで、児童生徒の基礎的・基本的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を育む。

第2 課題等への対応方針

体力向上推進校を指定し、自校の課題に応じた体力向上推進計画を基に実践研究を行い、その研究成果をまとめた「体力向上推進校実践研究報告書」を全学校に配付するとともに、その取組を公開研究会や実践発表会等を通じて全学校へ周知し、各学校の課題に応じた計画的な取組を促す。

第3 令和3年度における管理・執行状況

令和3年度実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（図表6）から、本市の児童生徒の体力の状況は、全国平均値とほぼ同様であるが、小学校では握力と20mシャトルランの数値が全国平均を下回っている。また、運動習慣等の調査結果（図表7）から、1週間の総運動時間60分未満の児童生徒の割合は、全国平均値と比較すると少ないが、小・中学校とも女子の割合が高い。

体力向上推進校においては、全国体力調査の全国平均値と自校の平均値を比較し、課題となっている体力要素を明確にした上で、それらに重点を置いた体力向上推進計画を作成し、授業改善や運動習慣の定着に向けた取組を行った。さらに、その取組の成果を公開研究会で授業公開するとともに報告書にまとめ、全学校に配付した。

【図表6】令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」実技調査の結果

体力要素	筋力				筋力・筋持久力				柔軟性			
種目	握力 (kg)				上体起こし (回)				長座体前屈 (cm)			
対象	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
全国	16.2	16.1	28.8	23.4	18.9	18.1	25.9	22.2	33.5	37.9	43.6	46.2
広島市	15.6	15.7	28.4	23.0	18.9	18.3	26.2	23.0	32.7	37.5	44.3	46.8

体力要素	敏しょう性				全身持久力							
種目	反復横跳び (点)				20mシャトルラン (折り返し数)				持久走 (秒)			
対象	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
全国	40.4	38.7	51.2	46.3	46.9	38.2	79.5	53.9			407.2	298.3
広島市	39.9	38.5	51.6	46.5	44.4	34.7	79.4	53.2			405.0	300.2

体力要素	スピード				瞬発力				巧ち性・瞬発力			
種目	50m走 (秒)				立ち幅跳び (cm)				(小) ソフトボール投げ (m) (中) ハンドボール投げ (m)			
対象	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
全国	9.5	9.6	8.0	8.9	151.4	145.2	196.3	168.0	20.6	13.3	20.2	12.6
広島市	9.4	9.6	7.9	8.8	151.1	144.3	194.4	167.4	22.7	14.1	20.6	13.3

【図表 7】令和 3 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」児童質問紙の結果

	1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合			
	小 5 男子	小 5 女子	中 2 男子	中 2 女子
全国	8.8%	14.4%	7.8%	18.1%
広島市	7.8%	12.9%	7.4%	16.4%

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

体力向上推進校において、課題とした体力要素の向上に重点を置いた取組を行い、事後調査を実施した結果、4 校全てにおいて年度当初に実施した実技調査の平均値を上回った種目があった。こうした取組の成果について、公開研究会で授業公開するとともに、「体力向上推進校実践研究報告書」にまとめ、全学校に配付したことで、授業改善や運動習慣の定着に向けた取組を周知することができた。また、運動習慣の定着に向け、公開研究会において、小学校では各体力要素の向上をねらった運動メニューを記載した「体力アップハンドブック」、中学校では「家庭でもできる手軽な活動事例集」の活用を促すことができた。さらに、推進校の取組を基に、授業改善と運動習慣の定着を一体的に進めるため、「体力アップ運動事例集」を作成した。

2 課題

体力向上推進校以外の学校では、体力向上に係る取組内容に差が生じていることから、各学校での課題分析に基づいた授業改善や運動習慣の定着に係る具体的かつ計画的な取組となるよう、各学校の体力向上担当教諭を対象とした実践的な研修を行い、推進校の事例を基に取組を促す必要がある。

3 対応方針

引き続き、推進校において、実技調査及び 1 週間の総運動時間に関する調査結果の分析を踏まえた授業改善及び運動習慣の定着に向けた取組を行い、その成果を公開研究会により全学校に周知する。また、各学校の体力向上担当教諭を対象に、本市の児童生徒の体力の現状と課題及び体力向上担当教諭の役割について説明するとともに、各学校の課題分析に基づいた実効性のある授業改善や運動習慣の定着を促すため、実技研修等を取り入れた研修会を開催する。さらに、「体力アップハンドブック」「家庭でもできる手軽な運動事例集」とともに、新たに作成した「体力アップ運動事例集」の活用を促す。

第1 事務の目的・概要

児童生徒の発達段階に即した平和教育プログラムによる学習を推進するとともに、被爆体験者から直接話を聴く会や、平和を考える集い等の開催などのヒロシマの被爆体験を原点とする学習を進め、平和教育の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 平和教育プログラムの推進

児童生徒が被爆体験を確実に継承し、主体的に発信できるよう、「平和教育プログラム改訂会議」及び「作業部会」を開催し、改訂素案に基づき、教材の内容や学習展開等の指導内容を検討し、改訂案を作成する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験の確かな継承のため、引き続き、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組を進めるとともに、市内外の学校等における映像記録の活用について検討する。

3 平和を考える集い等の開催

各学校における平和記念日の意義についての指導及び8月6日に焦点を当てた平和を考える集い等について、児童生徒が主体となった特色ある取組になるよう、好事例を示すなど校長会を通じて指導・助言する。

4 こどもピースサミットの実施

こどもピースサミットについては、本市の6年生児童の取組として定着した有意義な取組であることから、引き続き全学校の参加を継続するとともに、平和教育プログラム等を活用することにより、児童が被爆体験を確実に継承し、主体的に発信できるようにする。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

学校から聞き取った内容を踏まえて課題を明らかにし、校長会や研究指定校、英語指導助手(ALT)配置校等と連携し、参加校数を増やす取組を行う。

第3 令和3年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの推進

学識経験者や学校関係者からなる「平和教育プログラム改訂会議」(4回)及び「作業部会」(2回)を開催し、教材の内容や学習展開等の指導内容についての検討結果を踏まえ、平和ノート改訂案を作成した。

2 被爆体験を聴く会等の開催

133園・校において、被爆体験者や伝承者の話を聴く機会をつくった。(図表8) また、被爆体験者2名の映像記録をDVD化し、合計28名分となった。さらに、映像記録の活用について校長会及びホームページで周知するとともに、関係部局と連携して行う修学旅行誘致事業において活用事例を含め紹介した。

【図表 8】被爆体験を聴く会等の実施状況（「こどもたちの平和学習推進事業」利用延べ数）

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
161 園・校	146 園・校	132 園・校	78 園・校	133 園・校

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義について指導する平和を考える集い等を全ての小・中学校で開催した。なお、8月6日に平和を考える集い等を開催した学校は、小学校 133 校、中学校 51 校、8月6日以外で平和を考える集い等を開催した学校は、小学校 8 校、中学校 12 校であった。

4 こどもピースサミットの実施

平和についての意見文は、市立小学校 140 校、国立小学校 1 校、私立小学校 1 校から合計 10,974 名の応募があった。(図表 9) 応募者から意見発表会に出場する 20 名を選考し、子ども代表 2 名を選出した。また、選考された 20 名の児童が参加する「平和への誓い検討会議」を実施し、平和に対する考えや思いを出し合い「平和への誓い」の原案を作成した。

【図表 9】こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加者数

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
作文応募者数 (学校数)	10,561 人 (144 校)	10,877 人 (144 校)	10,916 人 (145 校)	10,895 人 (141 校)	10,974 人 (142 校)

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

新型コロナウイルス感染症の影響によりプロジェクトの実施が不確定ではあったが、校長会や研究指定校と連携を図り、平和メッセージは 30 校、1,762 点の応募となった。(図表 10)

【図表 10】平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
応募校数	52 校	34 校	27 校	22 校	30 校
応募点数	3,303 点	1,630 点	1,674 点	1,653 点	1,762 点

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 平和教育プログラムの推進

(1) 評価

「平和教育プログラム改訂会議」を 4 回、「作業部会」を 2 回の計 6 回開催し、大学教授や平和関連施設代表者、教員からの意見を反映させた小・中・高等学校の平和ノートの改訂案を作成することができた。

(2) 課題

作成した平和ノートの改訂案と併せて、学習展開等の指導内容の詳細について記載した指導資料の改訂案を作成する必要がある。

(3) 対応方針

指定校での試行授業を踏まえ、「平和教育プログラム改訂会議」において、学習展開等の

指導内容の詳細について確認し、指導資料の改訂案を作成する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

(1) 評価

被爆体験を聴く会については、新型コロナウイルス感染症の影響により制約がある中、被爆体験の確かな継承のため、幼児児童生徒が直接、被爆体験者の話を聴くことができるよう日程や方法を工夫することにより 133 園・校で開催することができた。

また、被爆体験者の証言記録（平和教育アーカイブス）については、計画どおり、学校や平和文化センターから情報提供された中から 2 名を選定し、映像記録として DVD 化することができた。さらに、映像記録の活用について、校長会及びホームページで周知するとともに、修学旅行誘致事業において活用事例を含め紹介することができた。

(2) 課題

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっていることを踏まえ、被爆体験者の証言を映像として保存する取組を進めるとともに、これまでの映像記録の活用について検討する必要がある。

(3) 対応方針

被爆体験の確かな継承のため、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組を計画的に進めるとともに、引き続き、市内外の学校等へ映像記録の活用について周知する。

3 平和を考える集い等の開催

(1) 評価

8 月 6 日または学校等が設定した日に開催した平和について考える集い等において、児童生徒が全校集会等で学習した内容を発表したり、地域や PTA と連携したりするなど特色ある取組を好事例として教育委員会 LAN システムを活用して学校が閲覧できるようにし、全学校に周知した。

(2) 課題

引き続き、各学校等の実態に応じて、児童生徒が主体となった特色ある取組を増やしていく必要がある。

(3) 対応方針

各学校における平和を考える集い等について、年度当初に、教育委員会 LAN システムの書庫に好事例を掲載し、全学校に周知することにより、児童生徒が主体となった特色ある取組となるよう促す。

4 こどもピースサミットの実施

(1) 評価

例年どおり多くの学校からの参加があり、年間指導計画に平和教育プログラムを活用した学習を位置付け、ピースサミットの平和の作文に取り組むことが定着している。

(2) 課題

8 月 6 日の「平和への誓い」につながる有意義な取組であることから、確実な継承と主体的な発信につながるよう、今後も引き続き実施する必要がある。

(3) 対応方針

こどもピースサミットについては、本市の 6 年生児童の取組として定着した有意義な取組であることから、今後も引き続き、継承・発信の場となるよう、平和の意見発表会の実施

内容等を工夫する。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

(1) 評価

参加校数が令和2年度の22校から30校に増加した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施してきた活動はできなかったが、選出された31人のメッセンジャーは、被爆体験伝承者や、英語指導助手（ALT）等を講師とした研修を受講するとともに、英語で平和メッセージを作成し、メッセンジャー同士のスピーチ交流会を行うことを通して平和への意識の高揚や英語力の向上を図ることができた。

また、そのスピーチを撮影した動画を広島市の公式YouTubeチャンネルに掲載したり、他課と連携を図り、ロシアのボルゴグラード市の青少年へ平和メッセージを発信したりすることができた。

(2) 課題

全市的な平和教育の充実のために、更に参加校数を増やす取組を検討する必要がある。

(3) 対応方針

校長会を通して、活動内容や参加したメッセンジャーの感想等、生徒の充実した活動の様子を各学校に周知し、参加校数が増加するよう学校に働きかける。

なお、「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として、「平和教育の推進」を、令和4年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

障害のある幼児児童生徒（以下、この項目において「児童生徒等」という。）の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。

また、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、校内授業研究会の取組等を通して、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図る。また、実地的な社会経験の不足を補い、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、体験的学習や職場実習、特別支援学校技能検定等を計画的に実施する。

(2) ICT の利活用の推進

児童生徒の主体的な活動等を支援するため、タブレット端末の場面に応じた活用について、校内研修等を通して教職員の ICT 活用能力の向上を図る。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する。

(2) ICT の利活用の推進

児童生徒の主体的な活動等を支援するため、タブレット端末の場面に応じた活用について、専門家による研修会等を通して教員の ICT 活用能力の向上を図る。

3 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

特別支援学級に配置した学習サポーターが具体的にどのような支援を行ったのかなどについて、学校に聞き取りを行い、適切な支援を行うことができたかを検証する。

4 インクルーシブ教育の推進

実践指定校に配置した専任の特別支援教育コーディネーターを対象とした事例研究会を開催し、実践的な指導力の向上を図る。

5 医療的ケアの充実

医療的ケアが必要な児童生徒等（以下、この項目において「医療的ケア児」という。）が安心して学校生活を送るため、必要な学校に看護師を配置する。また、看護師が安心して医療的ケアを行うことができるよう、学校医等による相談体制等の整備に努めるとともに、処遇改善に向けて関係部局と協議し、看護師の安定的な確保に努める。

6 巡回相談指導等の実施

幼稚園・学校が児童生徒等の実態に応じた適切な指導・支援を行うことができるようにするため、専門家チーム委員による指導助言の情報共有や、定期的な支援の見直しの好事例等について、校長会等を通じて周知する。

7 通級による指導の充実

中学校の通級指導教室について、増設も含めて今後の対応について検討を行う。また、高等学校については、広島みらい創生高等学校において、通級による指導の周知や指導が効果的な生徒を見極める教職員の力を育成する研修会等を計画的に実施する。

第3 令和3年度における管理・執行状況

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

将来の自立や社会参加に向け、校内で「ことばの力を活用する」を研究テーマとし、全教員が授業づくりに取り組んだ。また、清掃作業等の校内実習、職場見学、職場体験実習、特別支援学校技能検定等を計画的に行った。

(2) ICTの利活用の推進

専門家による校内研修会を開催し、学習面や生活面など、場面に応じてタブレット端末を活用した。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

学習面や生活面における介助度が高い児童生徒の学級に特別支援学級指導員（小学校 225 人、中学校 74 人、計 299 人）を配置するとともに、軽度の障害のある児童生徒については学習サポーターを配置し、学習支援等を行った。（図表 11、12）

(2) ICTの利活用の推進

各学級等で学習面や生活面の指導において活用した。また、場面に応じたタブレット端末の活用について、専門家による研修会を行った。

【図表 11】特別支援学級指導員の人数の推移（人）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	235	262	263	248	225
中学校	82	88	83	80	74
合計	317	350	346	328	299

【図表 12】学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移（人役）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
〔肢体不自由〕 特別支援教育アシスタント	56	57	53	49	46
〔発達障害〕 学習サポーター（平成 31 年 度（令和元年度）までは特別 支援教育アシスタント）	360	388	393	496	568
合計	416	445	446	545	614

3 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

通常の学級に在籍する肢体不自由児を対象として特別支援教育アシスタントを配置し、移

動介助等を行った。また、障害の有無にかかわらず学習支援を必要とする児童生徒等を対象として学習サポーターを配置し、特別支援学級と通常の学級において学習支援等を行った。各学校等からの報告により、適切な支援を行うことができたかを検証した。(図表 12)

4 インクルーシブ教育の推進

小学校校 11 校、中学校 9 校を実践指定校に指定し、インクルーシブ教育システムの構築に向けて実践研究を行った。また、専任の特別支援教育コーディネーターを対象とした事例研究会を開催した。

5 医療的ケアの充実

医療的ケア児の在籍する学校に必要な看護師を配置した。看護師が安全に安心して医療的ケアを実施できるよう、配置校において「医療的ケア検討委員会」を開催し、学校医からの助言を受けた。また、看護師の処遇改善や相談体制の整備について、関係部局と協議し、検討を行った。(図表 13)

【図表 13】医療的ケアが必要な児童生徒数の推移（人）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
小・中学校	12	13	11	14	15
特別支援学校	36	39	41	40	44
合計	48	52	52	54	59

6 巡回相談指導等の実施

巡回相談指導を活用した好事例や、巡回相談指導の効果的な活用について、校長会等で周知した。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のための県の集中対策や緊急事態宣言等の影響で、回数が減少した。(図表 14)

【図表 14】巡回相談指導の実施状況の推移

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
実施園・校数	130 園・校	125 園・校	126 園・校	120 園・校	80 園・校
実施回数	255 回	251 回	252 回	226 回	125 回

7 通級による指導の充実

小学校では 347 人に対し 15 校 31 教室で、中学校では 42 人に対し 3 校 3 教室で、高等学校では 11 人に対して 1 校 1 教室で通級による指導を行った。また、高等学校では、設置校において、通級による指導についての研修会及び巡回相談指導を活用した校内研修会を開催した。(図表 15)

【図表 15】通級による指導を受けている児童生徒数の推移（人）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	356	357	336	347	347
中学校	34	34	36	40	42
高等学校	—	—	—	10	11
合計	390	391	372	397	400

第4 管理・執行状況に関する評価・課題及び対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

ア 評価

全教員で校内授業研究会等への取組を行ったことにより、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実につながった。また、体験的学習や職場実習、特別支援学校技能検定等により、生徒の社会的・職業的な自立に向けた意欲の向上につながった。

イ 課題

全教員で統一した研究テーマを定めた授業づくりを行い、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の一層の充実を図るとともに、引き続き、体験的学習等を行い、社会的・職業的な自立に向けた支援を行う必要がある。

ウ 対応方針

全教員で統一した新たなテーマを定め、それに基づいて授業づくりに取り組むことで、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図るとともに、引き続き、体験的学習、職場実習及び特別支援学校技能検定などを計画的に実施し、社会的・職業的な自立に向けた取組を推進する。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

学習面や生活面など場面に応じてタブレット端末を活用し、児童生徒の主体的な活動を支援することができた。

イ 課題

児童生徒の端末については、一人一人の実態に応じたアプリを使用する必要があるが、現状では個別にインストールすることができない。

また、児童生徒一人一人の実態に応じて既にインストールされているアプリを有効に活用できるように、教員の ICT 活用能力の一層の向上を図る必要がある。

ウ 対応方針

児童生徒の端末に、個別にインストールすることについて検討し、可能なものから順次実施する。

また、教員が既にインストールされているアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を実施する。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

ア 評価

学習面や生活面で介助度が高い児童生徒が在籍する学級に特別支援学級指導員を、比較的軽度の障害のある児童生徒が多数在籍する学級に学習サポーターを配置することで、児童生徒の支援を充実させることができた。

イ 課題

特別支援学級の在籍児童生徒は年々増加していることから、引き続き適切な支援を行うため、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒

の実態に応じて適切に配置していく必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

学習面や生活面など場面に応じてタブレット端末を活用し、児童生徒の主体的な活動を支援することができた。

イ 課題

児童生徒の端末については、一人一人の実態に応じたアプリを使用する必要があるが、現状では個別にインストールすることができない。

また、児童生徒一人一人の実態に応じて既にインストールされているアプリを有効に活用できるように、教員の ICT 活用能力の一層の向上を図る必要がある。

ウ 対応方針

児童生徒の端末に、個別にインストールすることについて検討し、可能なものから順次実施する。

また、教員が既にインストールされているアプリを有効に活用できるよう、講師等による研修会等を実施する。

3 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

(1) 評価

特別支援学級に配置した学習サポーターが、授業中に指示内容を文字や図で示す視覚支援等を行うことによって効果を上げており、軽度の障害のある児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。また、通常の学級においても、配置した学習サポーター及び特別支援教育アシスタントが、一人一人に応じた適切な支援を行うことができた。

(2) 課題

適切な支援をより充実させていくため、校長等の指示のもと、組織的・計画的に支援を行うための体制を整備するとともに、人材を確保するために、処遇改善を図る必要がある。

(3) 対応方針

校長等の指示のもとで支援を行うことができるよう、有償ボランティアから会計年度任用職員に移行する。

4 インクルーシブ教育の推進

(1) 評価

専任の特別支援教育コーディネーターを対象とした事例研究会において、児童生徒の実態の整理や見立て、具体的な指導・支援へのつなぎ方等についての研修を深めたことにより、実践的な指導力を向上させることができた。

(2) 課題

通常の学級については、特別支援教育コーディネーターを中心に児童生徒の実態を踏まえた授業づくりは進んできたが、次の段階として、合理的配慮を踏まえた授業づくりやそれに基づく適切な評価を行う必要がある。また、特別支援学級についても、個に応じた指導支援や授業づくり等の一層の充実を図ることが次なる課題である。

(3) 対応方針

インクルーシブ教育実践研究校において、合理的配慮を踏まえた授業づくりや適切な評価、特別支援学級における個に応じた授業づくり等について研究を行い、研究会の開催等を通して全市に研究成果を普及する。

5 医療的ケアの充実

(1) 評価

看護師の相談体制については、医療的ケア実施校において「医療的ケア検討委員会」を開催し、安全な医療的ケアの実施について学校医から助言を受けることができた。また、関係部局と更なる相談体制の充実について協議を行った。処遇改善については、関係部局と協議を行ったが、実施できていない。

(2) 課題

看護師が医師不在の中で児童生徒等の命にかかわる医療的ケアを行うことの不安等に対して、指導的立場の看護師等が助言を行うことができるよう、体制を整備する必要がある。また、看護師の安定的な確保に向けて、処遇改善等については引き続き協議・検討を行う必要がある。

(3) 対応方針

看護師が安心して勤務するとともに、安全な医療的ケアが実施できるよう、教育委員会事務局に指導的立場の看護師を配置して、各学校に配置した看護師への助言等を行う。また、処遇改善を含めた看護師の安定的な確保の方法について、引き続き、関係部局と協議・検討を行う。

6 巡回相談指導等の実施

(1) 評価

校長会等を通じて専門家チーム委員による指導助言や計画的な支援の好事例等を紹介することができた。

(2) 課題

巡回相談指導の助言内容を踏まえ、校内での情報共有や定期的な支援の見直しを行うことが不十分な学校がある。

(3) 対応方針

引き続き、校長会や特別支援教育コーディネーター研修等において、助言を踏まえた校内での情報共有の在り方や、支援の見直し等について周知し、適切な指導・支援につなぐ。

7 通級による指導の充実

(1) 評価

小・中学校では、児童生徒の障害の状態や保護者のニーズを踏まえた適切な指導ができた。また、高等学校では、設置校である広島みらい創生高等学校において、通級による指導の仕組みや指導内容について教職員に周知するとともに、一人一人の生徒の課題の見立て方等についての職員研修を行った。

(2) 課題

小学校で通級による指導を受け、中学校でも指導の継続を希望する生徒が増えており、現在の教室数では対応が難しくなっているため、中学校において、計画的な増設を行う必要がある。

広島みらい創生高等学校については、通級による指導について教職員の意識が高まり、効果的な生徒を見極める教職員の力が向上しつつあるが、引き続き研修が必要である。また、その他の市立高等学校においても、通級指導の必要な生徒の有無等について実態把握を行う必要がある。

(3) 対応方針

中学校通級指導教室について、増設も含め今後の対応について検討を行う。

広島みらい創生高等学校では、引き続き、通級による指導の仕組みや内容についての研修等を行い、指導が効果的な生徒を見極める教職員の力を育成する。また、その他の市立高等学校においても、通級指導の必要な生徒の有無等について実態把握を行う。

第1 事務の目的・概要

中山間地・島しょ部の地域活性化における学校の重要性に鑑み、似島・戸山・阿戸の各小・中学校を小中一貫教育校とし、地域の特性を生かした魅力ある教育を展開する学校づくりを進める。

第2 課題等への対応方針

1 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

小学校と中学校の教員が義務教育9年間で育てる子ども像を共有し、学級担任制の小学校、教科担任制の中学校、それぞれの指導法の良さを生かしながら指導を行う体制づくりを着実に進める。

2 独自教科「ふるさと科」の実施

独自教科「ふるさと科」の指導計画について、各活動のねらいを明確化、体系化する等、児童生徒の育成するべき資質・能力が義務教育9年間を通じて着実に身に付くよう改善を図る。

3 多様な考え方、価値観の交流

小中一貫教育校の各学校が行う交流授業に向けて、テーマや内容を具体的に検討し、年度内に他校との交流授業を確実に実施する。

4 通学区域外の児童生徒の募集

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、広報紙での掲載に加え、幼稚園や保育園、小学校や中学校にリーフレットを配付する等、保護者に広く周知する。

第3 令和3年度における管理・執行状況

1 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

小学校と中学校の教員が義務教育9年間（前期4年、中期3年、後期2年）で育てる子ども像を共有し、小学校高学年に相当する中期での中学校の教員による教科担任制の実施や、小中合同の校内研修会実施等により学級担任制の小学校、教科担任制の中学校、それぞれの指導法の良さを生かしながら指導を行う体制づくりを進めた。

2 独自教科「ふるさと科」の実施

独自教科「ふるさと科」について、児童生徒の地域への愛着や誇りの醸成に向け、各活動のねらいを発達段階に応じて、明確化、体系化する等、児童生徒の育成するべき資質・能力が義務教育9年間を通じて着実に身に付くよう指導計画を改善した。

3 多様な考え方、価値観の交流

交流授業に向けてテーマや内容を具体的に検討し、小中一貫教育校同士のICTを活用した交流授業を実施した。

4 通学区域外の児童生徒の募集

リーフレット、ポスター、広報紙、ホームページ等で転入学の募集をしたり、SNSで小中一貫教育校の取組を紹介したりするとともに、各学校での説明会を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

(1) 評価

小学校高学年に相当する中期で、中学校の教員が小学校に乗り入れて行う教科担任制の実施や、小中合同で、お互いの授業を見合い、協議を行う等の校内研修会等を実施することにより、それぞれの指導法の良さを生かしながら指導を行う体制を整えることができた。

(2) 課題

小中が一体となって授業改善に取り組むなど、児童生徒を育てる体制づくりを更に進める必要がある。

(3) 対応方針

小中合同で開催する研修会の内容の充実や校内研究組織の充実等、小中が一体となって授業改善に取り組むなど、児童生徒を育てる体制づくりを更に進める。

2 独自教科「ふるさと科」の実施

(1) 評価

独自教科「ふるさと科」について、各活動のねらいを、前期4年では「地域について知る」、中期3年では「地域の課題を見付け、解決案を考える」、後期2年では「地域を通して自分の生き方について考える」という目標に沿って、明確化、体系化する等、指導計画を改善することができた。

(2) 課題

独自教科「ふるさと科」において、保護者や地域住民とともに、義務教育9年間の中で育成する資質・能力を共有した上で、地域人材を積極的に活用したカリキュラムを編成する必要がある。

(3) 対応方針

独自教科「ふるさと科」において、義務教育9年間の中で育成する資質・能力を、学校運営協議会で共有した上で、各学校の地域特性を生かし、引き続き地域人材を積極的に活用したカリキュラムの編成を行いながら、地域とともに特色ある教育活動を推進する。

3 多様な考え方、価値観の交流

(1) 評価

独自教科「ふるさと科」で学習したことについて、ICTを活用した交流授業を小中一貫教育校同士で2回実施することができた。自分の地域と比べながら他校の発表を聞くことにより、児童生徒が自分の地域のよさを見つめ直すことができた。

(2) 課題

小中一貫教育校間での交流授業について、各学校の指導計画に位置付け、計画的に各学年で実施できるようにする必要がある。

(3) 対応方針

小中一貫教育校間において、独自教科「ふるさと科」の学習成果等を発表し合うICTの活用を含めた交流授業の計画を立て、各学年で確実に実施する。また、小中一貫教育校以外の学校との交流について検討する。

4 通学区域外の児童生徒の募集

(1) 評価

リーフレット、ポスター等で転入学の募集をし、学校説明会を行うとともに、SNS で小中一貫教育校の取組を紹介した結果、新たに通学区域外から通う児童生徒は、戸山小中一貫教育校が 13 名（小学校 5 年生 1 名、中学校 1 年生 11 名、2 年生 1 名）、阿戸小中一貫教育校が 1 名（中学校 1 年生 1 名）、似島小中一貫教育校が 11 名（小学校 1 年生 3 名、2 年生 1 名、3 年生 1 名、中学校 1 年生 6 名）となった。

(2) 課題

通学区域外から登校する児童生徒の増加に向け、広報を工夫する必要がある。

(3) 対応方針

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、引き続き、幼稚園や保育園、小学校や中学校へのリーフレット配付、小中一貫教育校の取組の SNS での発信、募集ポスター作成等、保護者に広く周知するとともに、通学区域外からの通学を希望する児童生徒に対し体験入学を実施する。また、通学区域外からの通学を希望した児童生徒及び保護者の選択理由等を把握し、募集に生かす検討を行う。

第1 事務の目的・概要

日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にあるため、市立小・中学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等に対し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行う日本語指導体制を充実させる。また、円滑に学校生活を送ることができるようにするために、帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言を行う。

第2 課題等への対応方針

1 日本語指導体制の充実

増加する日本語指導が必要な児童生徒に対応するため、これまで拠点校の基町小学校に1名配置されていた日本語指導コーディネーターを増員し、日本語指導体制の充実を図る。

また、日本語指導コーディネーターの助言のもと、個別の指導計画の充実を図り、計画を基に担任と日本語指導協力者が協力して指導を行う体制をつくるよう各学校に指導・助言する。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

中学校だけでなく、各幼稚園・小学校でも教育相談員の活用を広げるため、教育相談員訪問制度の周知を校長会等で行う。

第3 令和3年度における管理・執行状況

1 日本語指導体制の充実

日本語指導コーディネーターを、基町小学校に加え、白島小学校と幟町中学校にそれぞれ1名ずつ増員した。また、日本語指導コーディネーターを日本語学習教室設置校3校に16回、依頼のあった学校38校に70回派遣し、児童生徒の実態把握や指導方法、個別の指導計画作成等に係る助言を行った。

日本語学習教室を設置していない学校においては、小学校53校、中学校23校に日本語指導協力者を訪問させ、日本語指導を主とした基本的な学力補充を行った。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により新規児童生徒数が減少したことや、学級閉鎖等の対応により予定どおりの実施ができなかったことなどから、令和2年度と比較して訪問回数が減少した。(図表16)

【図表16】日本語指導協力者の訪問を受けた学校数と児童生徒数、訪問回数の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
学校数	71校	71校	77校	79校	76校
児童生徒数	132名	139名	151名	165名	153名
訪問回数	4,649回	4,556回	5,003回	5,306回	4,068回

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

依頼のあった小学校 1 校（2 回）、中学校 2 校（18 回）を訪問し、進路指導や生活指導について教員や保護者に対する相談活動を行った。（図表 17）また、教育相談員訪問制度について校長会で周知した。

【図表 17】教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
訪問校数	1 校	3 校	6 校	7 校	3 校
訪問回数	5 回	11 回	9 回	22 回	20 回

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 日本語指導体制の充実

(1) 評価

日本語指導コーディネーターを増員したことにより、日本語学習教室設置校や日本語指導が必要な児童生徒の転入があった学校、依頼のあった学校に早期に日本語指導コーディネーターを派遣することができた。また、派遣した日本語指導コーディネーターが、日本語能力測定結果の分析方法や、その結果を活用した個別の指導計画の作成について助言することにより、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行うことができた。

(2) 課題

各学校において、きめ細かな指導を行うために、日本語指導コーディネーターが継続的に学校を訪問し、個別の指導計画に沿った指導の充実を図っていく必要がある。

(3) 対応方針

日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、日本語指導コーディネーターの派遣依頼を促すため、校長会及び研修会で日本語指導コーディネーターの役割や活用方法について周知する。日本語指導コーディネーターによる継続的な学校訪問及び指導助言により、各学校における個別の指導計画に沿った指導の充実を図る。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

(1) 評価

依頼のあった全ての学校に教育相談員を訪問させ、教職員や保護者に対して相談活動を行い、学習面や生活面、入試制度や手続等について助言したことにより、学校と家庭との連携を図ることができた。

(2) 課題

教育相談員の活用については、3 校 20 回にとどまっており、進路指導や生活指導における教育相談員の活用について、学校への周知を今後も引き続き図る必要がある。

(3) 対応方針

中学校だけでなく、各幼稚園・小学校でも教育相談員の活用を広げるため、引き続き教育相談員訪問制度の周知を校長会等で行うとともに、関係部局と連携して周知を図る。

第1 事務の目的・概要

1 施設環境の整備

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として良好な教育環境を確保するとともに、地震などの災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、安全・安心な施設環境の実現を図る必要があるため、学校施設の耐震化、空調設備の整備、トイレの洋式化等に取り組む。

また、児童生徒の増加が続いている広島特別支援学校について、教室の増設に併せ、職業教育の一層の充実の必要性を踏まえて、高等部の校舎増築に取り組む。

2 施設の老朽化対策

学校施設の多くが建築後 30 年以上経過して老朽化が進行している中、良好な教育環境を維持するため、学校からの整備要望等により、外壁、屋上防水、グラウンドなどの改修工事や、雨漏り、給排水管の破損などの修繕に取り組む。

とりわけ外壁の剥落は、人命に関わる極めて重大な事故となり得ることから、危険性をあらかじめ除去するため、予防保全として計画的な改修に取り組む。

また、中長期的な維持管理・更新等に係る財政負担の軽減・平準化を図りながら、学校施設に求められる機能や性能を確保していくことを目的に、令和 2 年度に策定した「広島市学校施設長寿命化計画」に基づき、リニューアル改修や大規模改修等に取り組む。

第2 課題等への対応方針

1 施設環境の整備

- (1) 校舎等の耐震化は令和 2 年度に完了し、現在、取り組んでいる非構造部材の耐震化については、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で 14 校を対象に計画している校舎及び屋内運動場の外部に面して設置されている鋼製窓枠の改修のうち、令和 3 年度に予定している 6 校の工事を完了するため、適切に進行管理を行い、着実に取り組む。
- (2) 空調設備が未設置の特別教室や屋内運動場等への整備については、国の財源措置の動向や他都市の整備状況の情報収集に努める。
- (3) トイレの洋式化については、令和 2 年度から引き続く 1 校 26 個の改修を完了させるとともに、令和 3 年度に改修を予定している 43 校 227 個の早期発注に努め、着実に取り組む。
- (4) 広島特別支援学校の校舎増築については、令和 3 年 7 月末に実施設計を完了し、その後、事業費見込みを踏まえ、仕様等の設計内容の精査を関係部局と調整し、増築工事の発注を行う。

2 施設の老朽化対策

- (1) 学校からの整備要望等に対して、必要性や緊急度を考慮して計画的な改修工事等に着実に取り組む。
また、外壁改修については、令和 3 年度に予定している 5 校の工事を完了するため着実に取り組むとともに、早期に現地視察のうえ優先度を整理し、令和 4 年度以降に工事を実施する対象校の選定を行う。さらに、長期休業期間以外での施工も可能とするため、関係部局と連携し、施工中の換気方法など学校運営に影響が少ない施工方法を検討する。
- (2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、令和 3 年度に予定している大規模改修の実

施設設計 8 校やエレベーター改修の実施設設計 2 校、工事 2 校、空調改修の工事 6 校の設計や工事に着実に取り組む。また、リニューアル改修を行う対象校を選定するとともに、他都市の事例調査や関係部局と連携の上、リニューアル改修の詳細な整備内容の検討を行う。

第 3 令和 3 年度における管理・執行状況

1 施設環境の整備

- (1) 非構造部材の耐震化については、5 校の工事を完了したが、1 校の工事は完了させることができなかった。
- (2) 空調設備が未設置の特別教室や屋内運動場等への整備については、他都市の整備状況（令和 2 年度時点の小中学校の政令市平均：特別教室 46.4%（本市 35.1%）、屋内運動場等 1.2%（本市 0%））を把握するとともに、他都市と連携し「指定都市教育委員会協議会」や「指定都市市長会」において、必要な財源の確保を国に要望した。
- (3) トイレの洋式化については、44 校 253 個の改修を完了した。
また、令和 2 年度に本市の当初の目標（洋式便器率 50%以上）を達成したことを踏まえ、「令和 4 年度から令和 8 年度までに、すべての市立学校の校舎を対象に、洋式便器率を 95%以上とする」という新たな目標を設定した。
- (4) 広島特別支援学校の校舎増築については、令和 3 年 7 月末に実施設計を完了し、令和 4 年 2 月に工事契約の締結を行った。

2 施設の老朽化対策

- (1) 学校からの整備要望等に対し、小学校 1,193 件、中学校 560 件、高等学校 207 件、広島特別支援学校 22 件、幼稚園 63 件の合計 2,045 件実施し、これに要した経費は総額 13 億 1,142 万 4 千円となった。（図表 18）
また、外壁改修については、予定した 5 校の工事を完了するとともに、現地視察を行い、工事を実施する対象校として 11 校 17 棟を選定し、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間で実施する計画とした。さらに、長期休業期間以外での施工も可能とするため、施工中の換気方法を決定した。
- (2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、予定した大規模改修の実施設設計 8 校、空調改修の工事 6 校を完了したが、エレベーター改修の実施設設計 2 校、工事 2 校は完了させることができなかった。また、リニューアル改修を行う対象校を選定するとともに、リニューアル改修の詳細な整備内容の検討を進めた。

【図表 18】学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
件数	2,560 件	2,300 件	2,293 件	2,294 件	2,045 件
経費	12 億 2,768 万 5 千円	11 億 3,207 万 4 千円	9 億 3,415 万円	12 億 6,843 万 6 千円	13 億 1,142 万 4 千円

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 施設環境の整備

(1) 評価

ア 非構造部材の耐震化については、入札不調により未実施となった 1 校があったものの、

安全な施設環境を確保する取組を進めることができた。未実施となった1校については、令和4年度に実施することとした。

イ 空調設備が未設置の特別教室や屋内運動場等への整備については、施設環境の向上に有用である一方、整備には多額の事業費を要し、国からの中長期的な財源措置が必要となる。しかし、国の予算確保の状況は、平成30年度に臨時で確保されて以降、計画的に整備に取り組むことのできる計画事業量に見合った予算確保が図られていない状況であるため、当面、国の財源措置の動向や他都市の整備状況に注視していくこととする。

ウ トイレの洋式化については、予定どおりの取組を行うことができた。(図表19)

また、児童生徒や学校施設利用者の利便性のさらなる向上を図る新たな目標を設定できた。

エ 広島特別支援学校の校舎増築については、予定どおり実施設計の完了及び工事契約の締結を行い、校舎完成までの取組を着実に進めることができた。

【図表19】学校施設の校舎のトイレ洋式化実績の推移

区 分	平成29年度		平成30年度		平成31年度 (令和元年度)		令和2年度		令和3年度	
	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率	改修	洋式化率
洋式化	個 —	% 31.1	個 698	% 37.7	個 767	% 44.8	個 743	% 51.6	個 253	% 54.0

※ 洋式化率は、各年度末時点の数値で、洋式大便器数を分子とし、総大便器数を分母として算出している。
なお、分子及び分母の大便器数は、久地小開校や増減築による変動があるため年度ごとに異なる。

(2) 課題

ア 非構造部材の耐震化については、計画の最終年度（令和7年度）までに完了させるため、令和4年度以降の改修に着実に取り組む必要がある。

イ トイレの洋式化については、新たに設定した目標の達成のため、令和4年度から令和8年度までの5年間で着実に取り組む必要がある。

ウ 広島特別支援学校の校舎増築については、令和6年度中の供用開始に向け着実に工事を進める必要がある。

(3) 対応方針

ア 非構造部材の耐震化については、令和4年度に予定している3校（令和3年度に未実施の1校を含む）の工事を完了する。

イ トイレの洋式化については、令和4年度に予定している25校539個の改修を完了する。

ウ 広島特別支援学校の校舎増築については、関係部局と工事業者が行う定例会に参加し、工程や進捗状況の把握等を行いながら、円滑に工事が進むよう取り組む。

2 施設の老朽化対策

(1) 評価

ア 学校からの整備要望等に対して、屋上防水や教室床、グラウンドなどの工事や雨漏りや給排水管の破損、空調などの修繕を実施し、必要性や緊急度を考慮した対応により良好な教育環境の維持を図ることができた。

また、外壁改修については、予定していた工事を完了させ、安全な施設環境を確保する取組を進めるとともに、施工中の換気方法の決定により、長期休業期間以外の施工も可能

とすることができた。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、入札不調によりエレベーター改修（４校）が令和３年度中に完了できなかったものの、大規模改修（８校）や空調改修（６校）は計画的に取り組むことができた。エレベーター改修（４校）については、令和４年度に引き続き実施することとした。また、リニューアル改修を行う対象校は、今後の施工上の課題を明確にするため、校舎と屋内運動場のそれぞれ１校をモデルケースとして選定することができた。

(2) 課題

ア 老朽化に起因する学校からの整備要望等が増加していく中、限られた予算で効率的・効果的な対策を行い、良好な教育環境を維持していく必要がある。

また、外壁改修については、令和４年度から令和７年度までの４年間で実施する計画に基づき、着実に取り組む必要がある。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、計画に基づく改修に着実に取り組むとともに、令和５年度に実施予定のリニューアル改修の基本設計に先立ち、具体的な整備内容を決定する必要がある。

(3) 対応方針

ア 引き続き学校からの整備要望等に対して、必要性や緊急度を考慮して計画的な改修工事等に取り組む。

また、外壁改修については、令和４年度に予定している６校７棟の工事及び３校３棟の実施設計を完了する。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、令和４年度に予定している大規模改修の工事８校と実施設計２校、空調改修の工事５校とともに、令和３年度に完了しなかったエレベーター改修の実施設計２校、工事２校に着実に取り組む。また、リニューアル改修を行う対象校の躯体の健全性調査を早期に完了させ、対象校の現状に基づいた具体的な整備内容を、学校や関係部局と連携の上、決定する。

第1 事務の目的・概要

個別最適な学びの推進等を図るため、児童生徒 1 人 1 台端末の整備など学校の情報教育環境整備に取り組む。

第2 課題等への対応方針

1 児童生徒 1 人 1 台端末の整備

全学校において令和 3 年中の端末活用を図るため、通信回線の高速化が完了する令和 3 年 12 月頃までに全台の端末設定を完了させる。

2 高速大容量の通信ネットワーク整備

無線 LAN への不正アクセスを防ぎ情報漏えいを防止するなど、データセンター側のセキュリティ機能増強を行ったうえで、学校とデータセンター間の通信回線を既存の 200Mbps からその 5 倍である 1 Gbps へと高速化するための作業を、令和 3 年 9 月以降、12 月頃にかけて、学校毎に順次実施する。

これと並行して、学校の情報教育環境の基盤である教育委員会情報ネットワークシステム全体の構成を見直し、通信のさらなる安定化を図るとともに、学校における働き方改革に資するよう、システム利用に係る効率化・自動化ツール（RPA）や、児童生徒の欠席連絡をインターネットで受け付けるシステムの導入等について検討を進める。

3 大型提示装置の更新

平成 21 年度に各学校の普通教室に導入した大型提示装置（50 インチデジタルテレビ）が、修繕部品のメーカー保管期間を経過し、修繕ができない状況となっていることから、令和 2 年度から 3 か年計画で電子黒板に更新することとしている。

義務教育課程の全学校及び特別支援学校の全学年の更新をできるだけ早期に完了させる。

高等学校等については、更新対象となる現在の大型提示装置の設置・利用状況が義務教育課程の学校とは異なることから、学校毎の現状や要望等を踏まえて令和 3 年度中に更新の方向性を整理する。

4 タブレット端末等を活用した授業の実施に向けた支援

タブレット端末の活用や管理に関する手引きの作成・配付、授業での効果的な端末活用等に関する研修の実施、端末等を活用した授業づくりに関する実践研究の充実などを図る。

また、ICT に関する知識・経験を有する支援員（GIGA スクールサポーター）が各学校を巡回し、端末を初めて授業で活用する際の支援のほか、ネットワークや機器に関するトラブル対応等を行う。

第3 令和 3 年度における管理・執行状況

1 児童生徒 1 人 1 台端末の整備

(1) 義務教育課程の学校

令和 3 年 12 月末までに全台（約 10 万 4 千台）の設定を行った上で、義務教育課程の全学校に配備した。

(2) 高等学校（特別支援学校高等部及び中等教育学校後期課程含む）

生徒用端末について、令和 3 年度から新 1 年生を対象に保護者負担によりタブレット端末を購入してもらうこととし、経済的に困窮している世帯の負担軽減を図るため、貸出用のタブレット端末 500 台を購入するとともに、教員用のタブレット端末 758 台を購入した。購入した端末については、令和 3 年度末までに設定を行った上で、各学校に配備した。

2 高速大容量の通信ネットワーク整備

学校の情報教育環境の基盤である教育委員会情報ネットワークシステムの再構築において、ネットワーク構成の見直しを進め、データセンター側のセキュリティ機能の増強を図るとともに、学校とデータセンター間の通信回線を 200Mbps からその 5 倍の 1Gbps へと高速化した。

また、システム利用に係る効率化・自動化ツール（RPA）や児童生徒の欠席連絡をインターネットで受け付けるシステム導入に向け、ネットワークシステム構築業者や関係部署と協議を行うなど、検討・構築作業を進めた。

3 大型提示装置の更新

令和 2 年度に整備した小学校及び中学校を除く全ての小・中学校等に整備を行い、令和 3 年 12 月末までに、小学校は 68 校 1,583 台、中学校は 23 校 406 台、中等教育学校前期課程は 12 台、特別支援学校は 111 台、合計 2,112 台の更新を行った。

また、高等学校等については、特別教室での授業が多いことを考慮し、普通教室及び特別教室を設置対象とし、学校と調整の上、架台式またはプロジェクタータイプの大型提示装置を整備することとした。

4 タブレット端末等を活用した授業の実施に向けた支援

情報教育推進校及び情報教育実践校を小学校 8 校、中学校 8 校指定し、タブレット端末等を活用した授業について実践的な研究を行い、公開研究会を開催した。

また、教育センターにおいて、情報教育担当者研修、ICT を活用した授業づくり研修及びタブレット端末の活用に係る研修を実施（延べ 571 名受講）するとともに、タブレット端末を活用した授業づくりに関する動画を小・中学校の全教科作成し、同センターのホームページに掲載した。

さらに、各学校向けにタブレット端末の活用や管理に関する手引きを、保護者向けにタブレット端末を活用した授業の案内チラシを、それぞれ作成し配付するとともに、支援員 34 名が各学校を訪問し、幼稚園を除く全校種を対象に、令和 3 年 8 月以降、ネットワーク再構築に係るパソコンの設定変更やタブレット端末利用時のトラブルへの対応といった学校での ICT 利活用に係る支援を行った。（支援回数：小学校 1,083 回、中学校 448 回、特別支援学校 8 回、高等学校 21 回）

加えて、タブレット端末の基本操作や利活用に関する専用電話窓口を設置するとともに、ICT 機器の操作方法等の案内や各種トラブルに係る対応が可能な高度な専門知識を持ったシステムエンジニアが対応するサービスデスクを開設し、電話やメール等での問い合わせ対応を行うなど、支援体制の充実を図った。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 児童生徒1人1台端末の整備

(1) 評価

義務教育課程のタブレット端末について、予定どおり設定作業を終え、学校において利用を開始することができた。

また、高等学校についても予定どおり学校に配備することができた。

(2) 課題

今後、日常的にタブレット端末を家庭に持ち帰り、インターネットに接続する必要がある場合に、家庭にインターネット接続環境がない児童生徒に対し支援を行う必要がある。

また、高等学校等に整備した貸出用のタブレット端末については、令和3年度における貸出実績はなく、今後も希望が少ない場合は、貸出用の配備台数を見直し、他の用途への有効活用を検討する必要がある。

(3) 対応方針

新型コロナウイルス感染症などの影響により、やむを得ず登校できない児童生徒の学習支援のため、家庭にインターネット環境がない場合は、モバイルWi-Fiルーターの貸出しを行っている。今後、日常的にタブレット端末を家庭に持ち帰る際のインターネット環境がない児童生徒への支援策について、他都市の取組事例も参考に検討を行う。

また、高等学校等に整備した貸出用のタブレット端末については、令和4年度には1人1台端末の整備対象となっていない高校3年生のグループワークで活用するなど、有効活用を図っていく。

2 高速大容量の通信ネットワーク整備

(1) 評価

データセンター側のセキュリティ機能の増強と学校とデータセンター間の通信回線の高速化について、令和3年12月までに全校の対応を完了した。

(2) 課題

学校とデータセンター間の通信回線の高速化を行ったものの、民間企業等での利用を含めて通信量が増大する時間帯に、大規模校等で一度に多くのクラスが使用しようとした場合に、ホームページを開く速度が遅くなったり、動画再生が途切れたりするような事象が発生している。

また、職員室等については無線LAN環境が整備できていないことから、教室に整備した無線LANが届かない学校は、タブレット端末を利用した授業準備や動作確認が行えない状況である。

児童生徒の欠席連絡をインターネットで受け付けるシステムについては、令和5年度の利用開始に向け、事前に学校や保護者等に事前説明等を十分に行う必要がある。

(3) 対応方針

通信回線については、混雑している通信回線網の影響を受けにくい新たな通信回線を契約するなどにより改善を図る。

また、職員室等への無線LAN環境整備については、電波状況等の調査を行ったうえで、必要な個所の整備を検討する。

児童生徒の欠席連絡をインターネットで受け付けるシステムについては、学校の意見を踏

まえながら、引き続き、構築作業を進める。

3 大型提示装置の更新

(1) 評価

義務教育課程の学校及び特別支援学校について、電子黒板への更新を予定どおり進めることができた。また、高等学校等について、令和4年度の整備方針を整理した。

(2) 課題

高等学校等について、電子黒板への更新を早期に行う必要がある。

(3) 対応方針

高等学校等について、整備方針に従い、令和4年度中に更新を完了させる。

4 タブレット端末等を活用した授業の実施に向けた支援

(1) 評価

情報教育推進校においては、学習支援システムを活用した先進的な実践事例を開発し、情報教育実践校においては、教科指導におけるタブレット端末の基本機能を使用した実践事例を作成するとともに、これらの研究成果を公開研究会等で各学校に周知できた。

また、タブレット端末の活用等に関する研修については、受講者アンケートにおいて、「研修内容を活用したいと思う」という項目に対する肯定的評価は94.2%であった。

支援員やサービスデスクによる操作支援やトラブル対応を行い、すべての学校でタブレット端末の利用を開始することができた。

(2) 課題

タブレット端末等を活用した授業の充実に向けて、教員への研修等を引き続き実施する必要がある。また、授業が円滑に実施できるよう、機器の不具合やトラブル対応への支援を一層充実させる必要がある。

(3) 対応方針

研究校を指定し、ICT機器や学習支援システム等を活用した先行的な研究を行い、実践事例の普及に努めるとともに、タブレット端末の活用等に関する教員研修を継続して実施する。

また、支援員やサービスデスクの対応実績をデータベース化し共有することなどにより、機器の不具合やトラブルへの迅速な対応を図る。

第1 事務の目的・概要

本市では、市立の小学校、中学校、広島中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童生徒に対して、学校給食を自校調理方式（自校調理校の給食調理場で調理したものを近隣の学校に提供する「親子方式」を含む。）、給食センター方式、選択制のデリバリー方式のいずれかで実施している。

このうち、中学校の大半で実施している選択制のデリバリー方式については、残食率が高く申込率も年々低下しており、また、自校調理方式とセンター方式については、施設の老朽化が進んでいることから、それぞれに早急な対応が必要になっている。

こうした複数の課題を総合的に解決し、より安全でより効率的かつ持続的に給食を提供するため、給食提供体制の見直し方針を策定し、これに基づく取組を進める。

第2 課題等への対応方針

給食提供体制の見直し方針の策定に向けて、引き続き、中学校における選択制のデリバリー方式の早期解消策の検討や経費面などの比較検証を進め、見直し方針を策定する。

また、引き続き、デリバリー給食の調理業者や給食食材の調達・供給業者との協議・調整も進める。

第3 令和3年度における管理・執行状況

自校調理方式と給食センター方式に関する経費面や衛生管理面などの比較検討、親子方式など既存の給食調理場を活用した選択制のデリバリー方式の解消策の検討などを行い、デリバリー給食の調理業者である広島市学校給食事業協同組合などとの協議・調整を行った上で、令和3年9月に給食提供体制の見直し方針を策定した。

さらに、この給食提供体制の見直し方針に基づく「当面の取組」を進めるため、各取組に係る関係業者や学校と協議・調整を行った上で、選択制のデリバリー方式を導入している中学校ごとの取組内容及び移行スケジュールを整理した。

【当面の取組】

- (1) 五日市地区学校給食センターの受配校拡大
令和4年度：1校（大塚中）
- (2) 広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供
令和4年度：4校（二葉中、大州中、宇品中、矢野中）
令和5年度：6校（国泰寺中、翠町中、己斐中、庚午中、高取北中、東原中）
令和6年度：13校（幟町中、吉島中、江波中、戸坂中、牛田中、段原中、仁保中、中広中、観音中、井口中、古田中、安西中、瀬野川東中）
- (3) 自校調理場における親子方式化
令和5年度：8校（温品中、福木中、早稲田中、楠那中、己斐上中、井口台中、長束中、船越中）
- (4) 可部地区学校給食センターの拡張建替え
令和7年度：11校（安佐中、安佐南中、城山北中、白木中、高陽中、落合中、日浦中、亀崎中、三入中、口田中、広島中等教育）

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

給食提供体制の見直し方針を策定するとともに、中学校における選択制のデリバリー方式の解消に向けて、学校ごとの取組内容及び移行スケジュールを示すことができた。

2 課題

(1) 五日市地区学校給食センターの受配校拡大

新たな受配校において選択制のデリバリー方式から給食センター方式への移行が円滑に進むよう、五日市地区学校給食センターと食缶の配送スケジュール等の調整を行うとともに、学校とアレルギー対応や配膳方法等について連絡・調整を行う必要がある。

(2) 広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供

現在のランチボックスから食缶による給食提供への移行が円滑に進むよう、広島市学校給食事業協同組合の組合事業者と調理作業の工程や配送スケジュール等の調整を行うとともに、学校とアレルギー対応や配膳方法等について連絡・調整を行う必要がある。

(3) 自校調理場における親子方式化

親となる自校調理場から子となる受配校への給食提供が円滑に進むよう、親子の両校と食缶の配送スケジュール、アレルギー対応や配膳方法等について連絡・調整を行う必要がある。

(4) 可部地区学校給食センターの拡張建替え

可部地区学校給食センターの建設候補地である安佐市民病院跡地が都市計画法上の第一種住居地域であるため、建設に当たっては十分な環境対策を盛り込んだ計画を策定するとともに、地域のにぎわい創出につながる附帯事業等について安佐市民病院跡地活用推進協議会と協議を行い、事業者の公募条件を整理する必要がある。

3 対応方針

中学校における選択制のデリバリー方式の早期解消に向け、「五日市地区学校給食センターの受配校拡大」、「広島市学校給食事業協同組合による食缶方式での給食提供」及び「自校調理場における親子方式化」については、それぞれ円滑に実施できるよう関係業者や学校と連携を図りながら、着実に取組を進める。

また、「可部地区学校給食センターの拡張建替え」については、安佐市民病院跡地活用推進協議会と十分に協議を重ねた上で令和4年度内に整備運営事業者の公募を行う。

1 一人一人を大切にする教育の実現に関する事務

(2) いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること

重

ア いじめ・不登校等対策の推進

第1 事務の目的・概要

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、個々の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図る。

また、不登校対策については、児童生徒の多様な実態を踏まえ、将来の社会的自立を目指した支援の充実に向けた取組を推進する。

第2 課題等への対応方針

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) いじめ・不登校等の未然防止に向けては、児童生徒に対し、教育活動全般を通じて、道徳教育や協同学習、スキル教育等を行う。また、児童生徒に自らいじめの防止等について考えさせる取組を、児童・生徒会活動の中で実施する。

いじめの早期発見・早期対応に向けては、引き続き、教育相談・支援主任と生徒指導主事との密接な連携により、組織的な対応を行う。

(2) 不登校の対応では、欠席が数日続いた児童生徒には、早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行う。

また、児童生徒の実態に応じて、各小・中学校の「ふれあいひろば」や「ふれあい教室」の活用を促し、段階的な教室又は学校復帰や社会的自立に向けた支援を行うとともに、積極的にフリースクール等を紹介するなどの支援を行う。

(3) 暴力行為が多発している学校に対しては、引き続き「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行う。

2 いじめに関する取組の充実

(1) 生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする研修等において、事例検討を行うなど、その充実を図るとともに、学校がいじめ事案に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、弁護士等との連携について、指導・助言を行う。

(2) 本市の幼稚園・学校における「切れ目のない情報引継ぎ」の充実を図るとともに、その定着を図る。

3 相談・助言体制の整備

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等の拡充に努めるとともに、研修を通して力量向上に努める。

引き続き、弁護士等への相談や「生徒指導支援員」の配置により、組織的な生徒指導体制の構築等を進める。

4 不登校児童生徒等の居場所づくり

(1) 「ふれあい教室」に、ICT 活用に向けた通信環境を整備し、より充実した児童生徒の支援を推進する。また、どこにもつながっていない不登校児童生徒への支援の充実を図るため、ICT を活用した支援の在り方を検討するとともに、各学校において、「ふれあい教室」の活

用を積極的に促す。

- (2) 「ふれあいひろば」における活動や体制の充実を図るため、ふれあいひろば担当教員を加配措置し終日開室するなど、支援の充実を図り、その成果について、各学校に普及・啓発する。

第3 令和3年度における管理・執行状況

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

- (1) いじめ・不登校等の未然防止に向けて、全小・中学校において、道徳教育や協同学習、スキル教育を実施するとともに、児童会や生徒会活動の中で、児童生徒自らにいじめの防止等について考えさせる取組を実施した。また、「支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック」を作成し、全小・中・高等学校に周知した。

いじめの早期発見・早期対応に向けては、教育相談・支援主任と生徒指導主事との密接な連携のもと、教職員が一人一人いじめの予兆に早期に気づく感度を高める研修を行うとともに、「学校いじめ防止委員会」を中心とした組織的な対応を行った。

- (2) 不登校への対応では、各学校において、適切な支援が行えるように、「広島市における不登校対策について」の冊子を作成し、全小・中学校に周知した。また、児童生徒の実態に応じて、各小・中学校の「ふれあいひろば」や「ふれあい教室」の活用を促したり、フリースクールを紹介したりするなどの取組を行った。
- (3) 暴力行為が多い学校に「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行った。

2 いじめに関する取組の充実

- (1) 各学校の教育相談・支援主任を対象に、リーフレット「一人ひとりの子どもと繋がる教育相談『いつでも、どこでも、誰にでも』安心して相談できる学校の実現に向けて」を活用し、教育相談の意義や具体的な方法、相談に係るスキルなどについて、集中研修を実施した。

また、「一人ひとりの子どもをいじめから守るために一学校と他機関がスムーズに連携するためのリーフレット」を作成し、全校に配付した。

- (2) 幼稚園・保育園等から高等学校等まで、全市で「統一様式」による児童生徒の情報引継ぎを実施し、その定着状況等を把握した。

3 相談・助言体制の整備

- (1) 全ての学校を対象に、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングや教職員に対する助言を行った（相談件数 42,507 件）。（図表 20、21）

【図表 20】スクールカウンセラーの活動時間数の推移

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
40,612 時間	43,556 時間	47,882 時間	50,573 時間	59,547 時間

【図表 21】スクールカウンセラーが支援を行った相談件数の推移

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
32,640 件	35,724 件	38,183 件	41,742 件	42,507 件

- (2) スクールソーシャルワーカーを拠点校 16 校（小学校 10 校、中学校 6 校）に各 1 人、教育委員会事務局には、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 1 人を配置し、797 件（690 家庭）の支援を行った。（図表 22、23）

【図表 22】スクールソーシャルワーカー等の配置人数の推移

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
12 人	14 人	15 人※	17 人※	18 人※

※ 平成 31 年度（令和元年度）以降は、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 1 人を含む。

【図表 23】スクールソーシャルワーカーが支援を行ったケース数の推移

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
400 件	453 件	589 件	727 件	797 件

- (3) 弁護士等への相談対応のほか、「生徒指導支援員」（警察 0B）を中学校 12 校に派遣した。

4 不登校児童生徒等の居場所づくり

- (1) ふれあい教室 4 教室に Wi-Fi 環境を整備し、児童生徒の希望があれば学校で配付されたタブレット端末を活用した学習を実施できるようにした。

また、どこにもつながっていない不登校児童生徒が、学校で配付されたタブレット端末を自宅に持ち帰ることができるよう準備を進めるとともに、各学校に「ふれあい教室」を積極的に活用するよう促し、小学校 51 人、中学校 138 人の合計 189 人の児童生徒に個々の実態に応じた支援を行った。（図表 24）

【図表 24】「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
通室児童生徒数	136 人	134 人	172 人	174 人	189 人

- (2) 全ての小・中学校、中等教育学校（似島学園小・中学校を除く）の「ふれあいひろば」において、小学校 1,117 人、中学校 880 人の合計 1,997 人の児童生徒に個々の実態に応じた支援を行った。（図表 25）

また、指定校（小学校 24 校、中学校 27 校）に、常勤教員 1 名または短時間勤務教員（4 時間/日）1 名を、ふれあいひろば担当教員として加配措置し、「ふれあいひろば」を終日開室することにより、その活用について実践的な研究を行い、その成果の一部を冊子にして各学校に配付し普及・啓発を行った。

【図表 25】「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
支援児童生徒数	1,304 人	1,309 人	1,554 人	1,620 人	1,997 人

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) 評価

ア いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組を実施することができた。

いじめの認知件数は、令和2年度と比較して全体で131件（3.6%）増加したが（図表26）、ピークであった平成31年度（令和元年度）と比べると974件（20.6%）減少している。これは、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染対策により児童生徒の間の物理的距離が広がったことや、学校生活における様々な制限により、児童生徒の直接対面でのやりとり等が減少したこと、また、これまでのいじめ防止等に向けた体制強化の取組の効果などが関係しているものと考えられる。

【図表26】いじめの認知件数の推移

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
小学校	1,529件	3,325件	3,470件	2,645件	2,895件
中学校	535件	1,089件	1,224件	961件	840件
高等学校	23件	45件	31件	14件	16件
計	2,087件	4,459件	4,725件	3,620件	3,751件

※ 令和3年度については速報値

イ 不登校への対応では、未然防止や早期発見・早期対応への取組を実施したが、不登校児童生徒数は、令和2年度と比較して全体で593人（27.4%）増加した。（図表27）

これは、児童生徒の休養の必要性を明示した「教育の機会確保法」の趣旨の浸透の側面も考えられるが、新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲がわきにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

【図表27】不登校児童生徒数の推移

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
小学校	376人	467人	668人	793人	965人
中学校	748人	868人	1,026人	1,155人	1,553人
高等学校	65人	82人	213人	214人	237人
計	1,189人	1,417人	1,907人	2,162人	2,755人

※ 令和3年度については速報値

※ 令和3年度の不登校児童生徒のうち、1,292人（46.9%）が、令和2年度も不登校児童生徒として計上されている。

ウ 暴力行為の発生件数は、令和2年度と比較して全体で368件（28.7%）増加した。（図表28）

これは、学校生活におけるマスク着用や黙食など様々な制限により、児童生徒が直接やりとりする機会等が減少し、自分の思いを伝えることや他者の願いを聞く等、うまくコミュニケーションできないことが大きなストレスとなり、児童生徒間によるトラブル

が増加したことも背景として考えられる。

【図表 28】暴力行為の発生件数の推移

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	246 件	582 件	713 件	853 件	1,126 件
中学校	217 件	446 件	498 件	428 件	520 件
高等学校	6 件	6 件	13 件	3 件	6 件
計	469 件	1,034 件	1,224 件	1,284 件	1,652 件

※ 令和 3 年度については速報値

(2) 課題

ア いじめ・不登校等の未然防止については、教育委員会として作成した「支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック」を活用し、各学校における取組の充実を図る必要がある。

いじめ・不登校等の早期発見・早期対応については、引き続き、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、教職員のいじめに対する意識や感度を高めるとともに、不登校をはじめ、児童虐待やヤングケアラーなど、児童生徒の抱える課題が多様化している実態を踏まえ、個々の事案に対する学校の組織的な対応力の向上を図る必要がある。

イ 本市の不登校児童生徒数は、近年増加を続けており、憂慮すべき状況である。こうしたことから、新たな不登校児童生徒を生まないよう、引き続き、協同学習やスキル教育の充実を図るとともに、「ふれあいひろば」、「ふれあい教室（適応指導教室）」など多様なニーズに応じた教育機会の確保に努める必要がある。

ウ 本市の暴力行為の発生件数は増加していることから、暴力行為の背景にある課題を分析し、未然防止及び再発防止の取組を一層強化する必要がある。

(3) 対応方針

ア いじめ・不登校等の未然防止に向けては、支持的風土の醸成された学級づくりを目指し、ハンドブックの活用を進めるとともに、引き続き、児童生徒に対し、教育活動全般を通じて、道徳教育や協同学習、スキル教育等の充実を図る。また、児童生徒に自らいじめの防止等について考えさせる取組を児童・生徒会活動の中で実施する。

いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に向けては、生徒指導主事、教育相談・支援主任の密接な連携により、組織的な対応を行う。特に、令和 4 年度は新たに不登校対策の取組の中心的な役割を担う不登校対策推進リーダーを校内組織に位置付け、学校全体で不登校対策の充実を図る。また、不登校をはじめ、児童虐待やヤングケアラーなどの課題を抱え、悩みや困り感を持つ児童生徒を早期に発見できるよう、日々の様子の観察や学校生活に関する定期的なアンケート、教育相談等を実施し、児童生徒の実態把握に努める。

イ 不登校の対応では、欠席が数日続いた児童生徒には、早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行う。

また、児童生徒の実態に応じて、多様なニーズに応じた教育機会を確保するために、各小・中学校の「ふれあいひろば」の終日開室や「ふれあい教室」の活用を促し、社会的自立に向けた支援を行うとともに、積極的にフリースクール等を紹介するなどの支援を行う。

ウ 暴力行為が多発している学校に対しては、引き続き「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行う。

2 いじめに関する取組の充実

(1) 評価

ア 教育相談・支援主任を対象に、「教育相談の意義」等について集中研修を実施し、各学校においては、教育相談・支援主任が中心となりリーフレットなどを活用して、校内研修等を実施し、教育相談の質的向上を図ることができた。

また、学校と他機関がスムーズに連携するためのリーフレットを配付し、各学校における校内研修等で活用することにより、いじめに関する学校と関係機関との適切な連携を推進することができた。

イ 幼稚園・保育園等から高等学校等までの切れ目のない支援を実現するため、全市で「統一様式」による情報引継ぎを実施したことにより、引継ぎ事項などが明確になり、多くの幼稚園・学校においてスムーズかつ適切な引継ぎを行うことができた。

(2) 課題

ア 教育相談については、一部の学校では、課題のある児童等にとどまっている現状を踏まえ、全児童生徒を対象とした教育相談を組織的に計画・実施する必要がある。加えて、認知した事案には、法律、心理、福祉等の専門性を要する事案や、「子ども間のトラブル」が「保護者間の感情的対立・法的紛争」に移行する事案が散見されることから、引き続き、専門家と連携した組織的な対応を徹底する必要がある。

イ 一部の学校において、校種間で引継ぎ対象となる児童生徒についての受け止めに違いがあったことから、引継ぎシートの主旨や作成について、改めて周知徹底する必要がある。

(3) 対応方針

ア 生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする研修等において、全児童生徒を対象とした教育相談の効果や方法等について指導・助言を行うとともに、学校がいじめ事案に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、弁護士等との連携について、指導・助言を行う。

イ 引継ぎシートの作成に当たっては、どのような児童生徒を引継ぎの対象とするかなど、日頃から校種間で連携することが重要であることについて、園・校長会などの場で周知徹底する。

3 相談・助言体制の整備

(1) 評価

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充したことにより、スクールカウンセラーでは 42,000 件以上の相談に、スクールソーシャルワーカーでは約 800 件のケースに対応することができた。

弁護士等への相談や「生徒指導支援員」の配置により、組織的な生徒指導体制の構築等を進めることができた。

(2) 課題

相談・対応件数が増加しており、要望に十分に応えられていないことから、スクールカウンセラーの活動時間数、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努める必要がある。また、近年、スクールソーシャルワーカーの人材確保が難しくなっている。

弁護士等への相談や「生徒指導支援員」の派遣要請の増加に対応する必要がある。

(3) 対応方針

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等の拡充に努めるとともに、研修を通して個々の力量向上に努める。また、スクールソーシャルワーカーの人材確保に向けて、雇用形態も含め、抜本的な検討を行う必要がある。

弁護士等への相談及び「生徒指導支援員」の配置等の拡充に努める。

4 不登校児童生徒等の居場所づくり

(1) 評価

ア 「ふれあい教室」を利用した児童生徒数は増加し、各自のペースでの自主学習や対人関係能力向上のためのグループ活動など、個々の児童生徒の実態に応じた支援を行うことにより、「通室日数、在室日数が増える」、「仲間と関わることができる」など、好ましい変化が見られた。また、小学校 24 人、中学校 77 人の合計 101 人の児童生徒が、学校復帰することができた。

イ 「ふれあいひろば」を通いたくなるような魅力ある場とするための環境整備や、人間関係を構築するための活動、学力定着に向けた支援を、個々の児童生徒の実態に応じて行ったことにより、通室児童生徒の 90%弱に、「通室日数が増える」、「学級での授業に参加できる」、「仲間と関わることができる」など、好ましい変化が見られた。

(2) 課題

ア 「ふれあい教室」について、引き続き、児童生徒や保護者への周知に努めるとともに、学習支援や体験活動、ICT を活用した児童生徒への支援の充実を図る必要がある。

また、通室児童生徒の増加や居住している区を越えての通室の実態があり、現状の 4 教室だけでは不十分であることから、新たな「ふれあい教室」の設置が必要である。

イ 「ふれあいひろば」については、児童生徒の実態に応じた支援となるよう、開室時間の延長など、不登校児童生徒のニーズに応じた支援の充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

ア 引き続き、各学校において、「ふれあい教室」の活用を積極的に促すとともに、ICT を活用した児童生徒への支援の充実を図る。また、新たな「ふれあい教室」の設置について検討をする。

イ 全ての小・中学校の「ふれあいひろば」を終日開室し、児童生徒の多様なニーズに応じた支援を図ることにより、「ふれあいひろば」が不登校児童生徒の「居場所」、「学びの場」となるようにする。

なお、学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として、「いじめ・不登校等対策の推進」を、令和 4 年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

中学校において学校と家庭・地域の連携・協力による「まちぐるみの教育」を充実・強化し、子どもの健やかな成長を図ることを目的とし、プロジェクト実施校の学校協力者会議等のコーディネーターを中心として、家庭・地域による教育支援活動や体験活動、学校による地域貢献活動を推進する。

第2 課題等への対応方針

コーディネーターの確保に向けて、教育委員会が人材確保に係る実施校での事例を集約し、未実施校に情報提供するとともに、地域の団体等に事業内容について説明し、協力を依頼する。

第3 令和3年度における管理・執行状況

本プロジェクトについて、令和2年度よりも8校増の56校（中学校63校中）において実施した。（図表29）

未実施校に対しては、コーディネーターや学習支援者の確保に向けて、地域による教育支援活動の内容及びPTAや地域住民、非常勤講師を学習支援者として活用している事例を紹介し、実施に向けた働きかけ等を行った。

【図表29】まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト実施校数の推移

平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
24校	32校	40校	48校	56校

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

未実施校に実施校の取組事例を紹介したことにより、コーディネーターや学習支援者の確保につながった。

また、コーディネーター等を対象とした説明会を4月に実施し、学習支援の効果的な実施方法や事務処理等について確認を行い、新規校は家庭・地域による教育支援活動を円滑に開始することができた。

2 課題

実施校の拡大を図るとともに、学習支援者の確保や、コーディネーターの高齢化に伴う後任の確保が必要である。

3 対応方針

コーディネーター及び学習支援者の確保に向けて、教育委員会が人材確保に係る事例を集約し、各校に情報提供するとともに、学校運営協議会や地域の団体等に事業内容について説明し、協力を依頼する。

なお、学校と地域住民等が連携・協働しながら将来のまちづくりの担い手となる子どもたちの育成を図る取組項目として、本事業に学校運営協議会の設置・運営（コミュニティ・スクール）及び令和4年度から実施する学校教育活動地域連携推進事業を加えた「地域とともにある学校づくりの推進」を、令和4年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

通学時等に発生する犯罪や事故から子どもを守るため、保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進するとともに、関係機関等と連携を図りながら、子どもの安全対策を推進する。

第2 課題等への対応方針

1 「子ども安全の日」事業の推進

地域の安全は地域で守るという自主的・持続的な防犯活動として、引き続き、毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全を守るための様々な取組を実施する。

2 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施

地域学校安全指導員による幼稚園・小学校への巡回訪問を定期的に行い、子どもの見守り活動を行うとともに、教職員及び学校安全ガードボランティア等に対し、警察官としての豊富な経験や知識に基づいた指導を行うほか、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報を共有するなど、学校安全体制の整備に関する取組を推進する。

3 登下校体制の整備

児童の安全確保のため、引き続き、小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給を行う。また、各小学校において、全学年の児童を対象に防犯ブザーの点検を定期的に行うとともに、防犯ブザー所持の必要性について、様々な機会を捉えて、児童への指導及び保護者への啓発に取り組む。

4 見守り・巡回活動等の推進

(1) 見守り・巡回活動

学校協力者会議又は学校運営協議会等の場を活用して、登下校における子どもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深め、組織的な見守りボランティアの確保や、「8・3運動」の推進に取り組むとともに、地域や地元の企業・学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報する。

また、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろう子どもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、経年劣化しているこれらの公用車について、計画的に更新していくことを検討する。

(2) 通学路の安全対策

通学路の合同点検に基づく安全対策が完了していない箇所について、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、対策を推進する。

第3 令和3年度における管理・執行状況

1 「子ども安全の日」事業の推進

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校においては集団登下校や防犯教室、不審者対応避難訓練等を、家庭・地域においては登下校時の見守り活動等を実施した。その中でも、

11 月は、全小学校において、安全について考える朝会や見守り活動でお世話になっている地域の方々へ感謝の気持ちを表す「見守り感謝の会」等、学校・地域の実態に応じた取組を実施した。

2 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施

地域学校安全指導員 10 名による幼稚園・小学校への巡回訪問を月 2 回程度(延べ 3,513 回)実施し、子どもの見守り活動を行うとともに、教職員や学校安全ガードボランティア等に対し、学校安全体制に関する助言・指導を行った。また、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び関係機関等で不審者情報を共有して注意喚起を図るとともに、緊急性の高い事案が発生した場合には、集団登下校や緊急パトロールを行った。さらに、各幼稚園・学校において、防犯教室や不審者対応訓練を実施するなど、学校安全体制整備に係る取組を実施した。

3 登下校体制の整備

小学校の新入学児童(約 1 万人)に防犯ブザーを支給するとともに、各小学校において、「子ども安全の日」などの機会に、全学年を対象とした防犯ブザーの点検や使用方法等の指導、保護者への啓発を行った。(図表 30)

【図表 30】防犯ブザー所持率の推移

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
全児童防犯ブザー所持率	81%	84%	83%	85%	84%

4 見守り・巡回活動等の推進

(1) 見守り・巡回活動

地域において、約 500 団体、約 3 万 6 千人のボランティアによる組織的な見守り活動を行っていただくとともに、これまでに約 6 万 3 千人の市民の方に本市が作成した見守り活動用のカバン札等を配付し、「8・3 (ハチサン) 運動 (通勤時や買い物、散歩などの日常生活の中で実施する見守り活動)」を行っていただいた。(図表 31)

また、幼稚園・学校を通じて地域や地元の企業等による取組状況を把握し、定期的に見守り活動を行っている企業等 9 団体や「広島市安全なまちづくり功労表彰」を受表彰した個人 28 名及び 11 団体の取組について、本市ホームページで紹介した。

さらに、区役所に配備している青色回転灯車両(各 1 台)、小学校等に配備している「みんなで守ろう子どもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車(計 68 台)を活用して、事務連絡等の業務を兼ねて地域のパトロールを実施した。加えて、経年劣化による故障が頻発している原動機付自転車の更新について検討するため、使用状況の調査(使用日数、使用回数、総走行距離等)を実施した。

(2) 通学路の安全対策

令和 3 年 6 月に、千葉県八街市で発生した下校中の複数の児童が死傷する交通事故を受け、文部科学省からの依頼に基づき、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所等の新たな観点から、小学校通学路における危険箇所の調査を行った。

その結果、223 か所の通学路における危険箇所を把握するとともに、令和 2 年度以前に実施した合同点検箇所等のうち対策が完了していない 26 か所を合わせ、計 249 か所(89 校)

を対策必要箇所として確認した。このうち 158 か所において、令和 3 年度末までに、学校による通学路の変更や児童への安全指導、関係機関による交通安全施設の整備等の対策が完了した。

このほか、令和 2 年度に安全対策を講じた 11 か所の対策効果についての検証を行った。

【図表 31】見守り活動者数の推移

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
見守り 活動 (10万人 構 想)	組織的な見守り活動者数	3万9,000人	3万9,000人	3万8,000人	3万9,000人	3万6,000人
	日常生活に組み込まれた見守り活動者数	6万2,000人	6万2,000人	6万2,000人	6万2,000人	6万3,000人
	計	10万1,000人	10万1,000人	10万人	10万1,000人	9万9,000人

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 「子ども安全の日」事業の推進

(1) 評価

毎月 22 日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全について考え行動する様々な取組を計画的に実施することにより、児童の自己防衛意識の高揚を図るとともに、地域全体で子どもを守る市民意識の醸成を図ることができた。

(2) 課題

矢野西小学校の事件の風化を防ぐとともに、子どもの安全を地域全体で守っていく態勢づくりを推進するため、引き続き、毎月 22 日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じて互いに連携し、地域全体で子どもを守る取組を推進していく必要がある。

(3) 対応方針

地域の安全は地域で守るという自主的・持続的な防犯活動として、引き続き、事件を風化させないよう、毎月 22 日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、それぞれの実態に応じた子どもの安全を守るための様々な取組を実施する。

2 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施

(1) 評価

地域学校安全指導員が教職員や学校安全ガードボランティア等に対し、警察官としての豊富な経験に基づいた助言・指導を行うとともに、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報共有を行うことで、より安全で安心な学校安全体制の整備に関する取組を推進することができた。

(2) 課題

学校等を通じて把握した不審者事案の発生件数は、299 件であった。近年、減少傾向にあるものの、年間 300 件程度の不審者事案が発生しており、引き続き、地域全体で学校安全に取り組む体制を維持していく必要がある。

(3) 対応方針

年間 300 件程度の不審者事案が発生している実態を踏まえ、地域学校安全指導員による

幼稚園・小学校への巡回訪問を定期的実施し、子どもの見守り活動を行うとともに、教職員及び学校安全ガードボランティア等に対し、警察官としての豊富な経験や知識に基づいた助言・指導を行うほか、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報を共有するなど、学校安全体制の整備に関する取組を推進する。

3 登下校体制の整備

(1) 評価

小学校新入学児童全員に防犯ブザーを支給するとともに、全児童を対象とする防犯ブザーの点検や使用方法等の指導、保護者への啓発に取り組んだ結果、防犯ブザーの所持率は84%となり、ほぼ前年度並みとなった。

(2) 課題

防犯ブザーの所持率の向上を図るため、引き続き、定期的に防犯ブザーの所持状況を確認し、児童や保護者に向けた啓発に取り組む必要がある。

(3) 対応方針

児童の安全確保のため、引き続き、小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給を行う。また、各小学校において、防犯ブザー所持の必要性について、様々な機会を捉えて、児童への指導及び保護者への啓発に取り組み、所持率の向上を図る。

4 見守り・巡回活動等の推進

(1) 見守り・巡回活動

ア 評価

登下校の子どもの見守る10万人の態勢を概ね維持することにより、子どもの安全の確保を図るとともに、見守り活動に協力いただいている地域の方々や企業等の活動の様子を広報することで、子どもを守る市民意識の醸成を図ることができた。

また、区役所に配備している青色回転灯を装備した車両及び小学校等に配備している「みんなで守ろう子どもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を効率的に運行し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、原動機付自転車の実態調査等により、学校ごとの利用状況やニーズを把握することができた。

イ 課題

子どもに大人の目が常に注がれる状況を作り出していくため、今後も、登下校における子どもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深め、組織的な見守りボランティアの確保や、「8・3運動」を推進し、10万人の態勢を維持していく必要がある。

また、地域や地元の企業・学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報することなどを通じて、見守りの担い手の裾野を広めていく必要がある。

さらに、導入から15年が経過した原動機付自転車については、学校のニーズを踏まえつつ、計画的に必要な台数を更新していく必要がある。

ウ 対応方針

学校運営協議会等の場を活用して、登下校における子どもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深め、組織的な見守りボランティアの確保や、「8・3運動」の推進に取り組む。

また、地域や地元の企業・学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の

様子を積極的に広報するとともに、本市が包括的連携協定を締結している企業等に対し、子どもの見守り活動等への協力について働きかける。

さらに、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろう子どもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、原動機付自転車の更新計画を作成し、必要台数の計画的更新に努める。

(2) 通学路の安全対策

ア 評価

これまで、防護柵や歩道等によって歩行者と車両が明確に分離されていない場所や、横断歩道、交差点付近等を中心に、安全対策に取り組んできたが、令和3年度は、車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所等の観点により抽出した危険箇所について、道路管理者及び警察等の関係機関と連携して、通学路標識や路面標示、横断歩道等の新設又は修繕等の対策を講じるなど、通学路の安全対策を推進することができた。

イ 課題

通学路の安全対策が完了していない91か所について、道路管理者及び警察等の関係機関と連携し、順次、対策を実施するとともに、児童への安全指導を繰り返し行う必要がある。

ウ 対応方針

通学路の合同点検等に基づく安全対策が完了していない箇所について、道路管理者及び警察等の関係機関と連携し、順次、対策を実施するとともに、児童への安全指導を繰り返し行い、通学路の安全確保を図る。

第1 事務の目的・概要

学校においてこれまで教職員が担ってきた役割の見直しと業務の効率化を図り、メリハリのある働き方を進めることで教職員の心身の健康を保持し、児童生徒に向き合う時間を十分に確保することにより、児童生徒に対する総合的な指導を持続的に行うことのできる学校教育体制を構築する。

平成30年12月に策定した「広島市の学校における働き方改革推進プラン」（以下、この項目において「プラン」という。）については、令和3年11月に時点修正を行い、引き続き「長時間勤務の解消」及び「休暇取得の促進」の観点から設定した3つの達成目標を掲げて、取組を進めている。（図表32）

【図表32】プランに掲げる達成目標

区分	プランの指標	目標値
目標1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校等時間	45時間以下
目標2	連続した3か月平均で勤務時間外の在校等時間が80時間超の教職員の割合	0%
目標3	年次有給休暇の平均取得日数	16日以上

第2 課題等への対応方針

プランに掲げる目標の達成に向けて、モデル校での先導的な取組や保護者・地域等と協働した取組など、引き続き実効性のある取組を進める。

長時間勤務の解消については、部活動に係る負担軽減を図るため、部活動指導員の配置拡大や効果的な活用などに取り組む。

また、教頭・主幹教諭等が担う業務の削減を図るため、学校事務職員等やスクールサポートスタッフの有効活用により校務分掌等の業務分担の見直しに取り組む。

年次有給休暇の取得促進については、校長会や「広島市の学校における働き方改革推進フォーラム」（以下、この項目において「フォーラム」という。）等で休暇の重要性に関して啓発を行うとともに、夏季休業期間中に実施している学校閉庁日の拡大など、休暇を取得しやすい環境を整備するための取組を実施していく。

第3 令和3年度における管理・執行状況

プランに掲げた26の取組項目については、これまでの取組状況等を踏まえ、より実効性のあるものとなるよう、それぞれの取組の方向性やスケジュールの時点修正を行った。また、PDCAサイクルに基づく計画の下、スクールサポートスタッフの活用（配置人数：246名）、中学校部活動指導員の配置（配置人数：166名）、スクールロイヤーの活用（利用回数：21回）、学校閉庁日の拡大実施（夏季及び冬季に拡大実施した幼稚園・学校総数：70園・校）などの取組を進めるとともに、広報紙「ひろしま市民と市政」に働き方改革に関する記事を掲載し、保護者・地域等に対して理解と協力を求めた。

モデル校においては、部活動指導員による複数の部活動の横断的な指導、教頭が担う業務の見直し、学校運営協議会を通じた地域等との役割分担に向けた協議、年次有給休暇の計画的な取得などの取組を実施するとともに、令和4年2月に開催したフォーラムにおいて取組内容

を発表し、学校関係者や市民に対して普及・啓発を図った。

また、プランの達成目標に対する実績は次のとおりであった。(図表 33)

【図表 33】プランの達成目標の実績の推移

区分	指標	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
目標 1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校等時間	38.7 時間	34.2 時間	33.5 時間	34.4 時間
目標 2	連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間超の教職員の割合	9.0%	3.5%	4.9%	4.9%
目標 3	年次有給休暇の平均取得日数	12.2 日	12.8 日	10.6 日	14.1 日

(参考) プランに掲げる 26 の取組項目

①登下校に関する対応の見直し、②園内清掃等の実施方法の見直し、③授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用、④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用、⑤スクールロイヤーの活用、⑥就職指導に係る外部人材の活用、⑦学校行事等の見直し、⑧放課後児童クラブの運営体制の見直し、⑨学校事務職員の役割の明確化・学校運営への参画強化、⑩学校納入金の徴収・管理の標準化・効率化、⑪調査・報告等の縮減、⑫学校を通じたイベント案内等の配布物の見直し、⑬研修・会議・説明会等の適正化、⑭ICT 環境の整備・活用の推進、⑮業務の効率化に向けた学校における職場環境改善の促進、⑯教育委員会の体制等の見直し、⑰定時退校日の実施、⑱学校との連絡方法等の見直し、⑲部活動休養日の拡大等、⑳部活動対応の見直し(部活動指導員の配置)、㉑学校閉庁日の実施、㉒学校評価等における働き方改革関連目標の設定、㉓人事評価における働き方改革関連目標の設定、㉔働き方改革に係る管理職マネジメント研修の充実、㉕経験年数等に応じた働き方改革に係る研修の充実、㉖保護者・地域等と協働した働き方改革の推進

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

プランの 3 つの達成目標のうち、「全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校等時間」については達成することができた。

一方で、「連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間超の教職員の割合」については、目標を達成することができなかったが、プラン策定時(平成 30 年度)と比べて、半分程度に減少しており、一定の改善が図られている。なお、校種別では、中学校の割合が高く、職位別では、園長・校長・教頭・主幹教諭・部主事といった管理職等の割合が高くなっている。

また、「年次有給休暇の平均取得日数」については、目標を達成することができなかったが、長期休業期間中の取得が進んだことなどから、プラン策定時と比べて、1.9 日増加している。なお、校種別では、幼稚園の取得日数が少なく、職位別では、管理職等の取得日数が特に少なくなっている。(図表 34)

【図表 34】令和 3 年度に達成できなかった目標の校種別、職位別の実績

○連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校時間が 80 時間超の教職員の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0.0%	1.6%	11.2%	8.1%	8.6%	8.9%

職位等	管理職等	その他の教諭	事務職員等
	19.6%	4.9%	0.2%

○年次有給休暇の平均取得日数

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校等	中等教育学校(前期)	特別支援学校
	9.4 日	14.7 日	12.6 日	12.0 日	15.7 日	17.4 日

職位等	管理職等	その他の教諭	事務職員等
	7.4 日	14.5 日	15.6 日

2 課題

プランの達成できなかった目標については、その要因等を踏まえながら、モデル校での先導的な取組や保護者・地域等と協働した取組などを実施していくことで、達成に向けて取り組んでいく必要がある。

長時間勤務の解消に当たっては、「連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間超の教職員の割合」が最も高かった中学校において、部活動指導が長時間勤務の主な要因となっていることから、引き続き部活動に係る負担軽減の取組を進める必要がある。また、管理職等の中でも、特に教頭・主幹教諭等は、多様な役割を担っていること等により勤務時間が長くなっていることから、これに対する効果的な取組が必要である。

年次有給休暇の取得促進に当たっては、園長・校長会の代表者が出席する会議において、「園長・校長は職責上、課業日は休暇を取得しにくい」、「学校閉庁日であれば、管理職も休暇を取得することができる」「長期休業中においても休暇の取得は容易ではないが、年間通じて計画的な休暇取得を進めていく必要がある」等の意見が挙がっており、こうした意見を踏まえながら、全ての教職員が休暇を取得しやすい環境整備を一層進める必要がある。

3 対応方針

プランに掲げる目標の達成に向けて、モデル校での先導的な取組や保護者・地域等と協働した取組など、引き続き実効性のある取組を進めるとともに、現行プランの計画期間の最終年度となることから、これまでの取組の総括を行い、更なる働き方改革の推進に向けて必要となる取組の検討を進める。

長時間勤務の解消については、部活動に係る負担軽減を図るため、部活動指導員の配置拡大等と併せて、中学校の休日における部活動の地域移行について、国の動向を注視しながら検討を進める。

また、教頭・主幹教諭等が担う業務の削減を図るため、教頭会等と連携し、業務分担の見直しや業務の効率化に向けた環境整備に取り組む。

年次有給休暇の取得促進については、園長・校長等に対して計画的な休暇取得の重要性に関する啓発等を行うとともに、夏季休業期間中の学校閉庁日の拡大や冬季休業期間中における学校一斉閉庁の実施など、休暇を取得しやすい環境整備に向けた取組を実施していく。

さらに、ウェブ等により教職員アンケート調査を実施するなど、これまでの取組の総括を行い、次期プランの策定に向けた検討作業を進める。

なお、教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目として、「学校における働き方改革の推進」を、令和4年度の重点取組項目とする。

1 一人一人を大切にする教育の実現に関する事務

(3) 次代を担う青少年の育成に関すること

ア キャリア教育の推進

第1 事務の目的・概要

学校教育活動を通じて、一人一人の社会的・職業的自立に向け、また、将来の地域社会の担い手となることができるよう、地元企業等での体験学習等を通じて、それに必要な能力や態度を育成する。

第2 課題等への対応方針

児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の一層の充実を図るため、本市ホームページでの募集や地元経済団体との連携強化により地元の協力企業等を拡充し、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や「ひろしまキャリア教育応援団」と連携した職業講話等の充実を図る。

第3 令和3年度における管理・執行状況

各学校において、キャリア教育を年間指導計画に位置付け、働くことの意義や役割等を理解し、自らの生き方について考えていく学習を教科横断的に行うとともに、各校種で児童生徒の発達段階に応じた体験学習を行った。

小学校では、低学年で実施するまち探検や中学年から高学年において実施する社会見学を通して広島市内の産業や職業について学んだ。また、教員が、教科指導の視点だけでなく、キャリア教育の視点をもって体験活動に臨めるよう、計画訪問や要請訪問の機会を捉え、指導主事が指導助言を行った。

中学校では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、職場体験学習の実施校は減少している（5校／64校）ものの、地元の経済団体（広島商工会議所、広島経済同友会、広島県経営者協会、中国経済連合会）で組織する「ひろしまキャリア教育応援団」から講師派遣を受けて行う職業講話は大きく増加した（24校 講師 113名）。(図表 35) 職業講話においては、複数の業種から講師を招聘し、生徒がさまざまな業種について学ぶことができるようにする等の工夫が見られ、生徒からも、「仕事にも喜びや幸せがあると分かった」、「一つの仕事だけでなく、もっと他の仕事にも目を向けてみようと思った」等感想が寄せられるなど、幅広く将来のキャリアについて考える機会となった。

【図表 35】職場体験学習及びひろしまキャリア応援団からの講師派遣による職業講話実施校(中学校)

	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
職場体験学習	61 校	2 校	5 校
職業講話 (ひろしまキャリア応援 団からの講師派遣による)	1 校 (講師 6 名)	9 校 (講師 40 名)	24 校 (講師 113 名)

高等学校のインターンシップ参加者数は、就職コーディネーターや各校の進路指導部による企業への働きかけにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でほとんど実施ができなかった令和 2 年度と比べやや回復傾向にあり、参加した生徒にとって職業観、勤労観を醸成し、自己の職業適性や将来設計について考える機会となった。(図表 36)

また、「プロフェッショナル人材活用事業」として、生徒の学習意欲や職業意識をより一層高めるため、産業界の一線で活躍している企業人や大学教授などによる講義を全校で実施した。

【図表 36】インターンシップ参加者数（高等学校）

平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
359 人	2 人	82 人

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

各教科や特別活動等のねらいや児童生徒の実態を踏まえて、各学校においてキャリア教育を年間指導計画に位置付け、実施することができた。

小・中・高等学校それぞれの発達段階に応じた体験学習を通して、児童生徒が働くことの大切さや地元企業のよさ等を学び、自己の将来の在り方について考える契機とすることができた。

2 課題

将来の地域社会の担い手として働くことの意義の理解を深め、生徒が地元企業の活動に関心をもつきっかけとなるよう、地元の協力企業等を拡充し、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や「ひろしまキャリア教育応援団」を活用した職業講話を充実させる必要がある。

3 対応方針

児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の一層の充実を図るため、本市ホームページでの募集や地元経済団体との連携強化等により地元の協力企業等を拡充し、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や「ひろしまキャリア教育応援団」と連携した職業講話等の充実を図る。

1 一人一人を大切にする教育の実現に関する事務

(4) 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養に関すること

ア 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進

第1 事務の目的・概要

「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に基づき、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる青少年の育成を図ることを目的に、以下の基本方針に基づいて事業を実施する。

【基本方針】

- (1) 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- (2) 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴をさせないようにすること。
- (3) 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

第2 課題等への対応方針

1 ^{テン}10オフ運動の推進

年2回の強化週間を設け、全市立小・中学校一斉に取組を行う。その際、児童生徒や保護者に対し、10 オフ運動が基本的な生活習慣の確立等の観点からも重要であることについて一層の理解を促す。また、新たに、児童会・生徒会の協力を得るなどしながら、電子メディアと正しく付き合うための「困りごと」を他の児童生徒と共有し、改善策を考え、実行を呼び掛けるなど、自分ごととして捉えさせる取組を推進する。

2 電子メディアに関する講習会等の開催及び電子メディア・インストラクターの養成

(1) 電子メディアに関する講習会等の開催

広島市電子メディア協議会、学校、広島市PTA協議会、広島市青少年健全育成協議会等との連携の下、学校やPTA研修会等で講習会がより多く開催できるように、ホームページやチラシを改善するなどしながら、積極的な働きかけを行う。

(2) 電子メディア・インストラクターの養成

講師として活躍できる人材を育成するため、電子メディア協議会と連携し、プレゼンテーション能力の向上研修や実際の講習会でのOJT研修などを実施する。

また、引き続き、講座で利用できる教材、コンテンツの共有化を進める。

3 情報モラル教育の推進

(1) SNS教育セミナーの開催

総務省と共催するなど関係機関と連携し、更に参加人数を増やすとともに、内容を充実する。

(2) 電子メディア啓発動画コンテストの実施

児童生徒が電子メディアとの付き合い方（情報モラルやマナー、利用の仕方）を主体的に考え、取り組むことができるように、募集期間を長くするなど工夫し、電子メディア啓発動画コンテストを引き続き実施する。

第3 令和3年度における管理・執行状況

1 10 オフ運動の推進

全市立小・中学校、広島市PTA協議会、広島市電子メディア協議会との連携の下、児童生徒を対象に10オフ運動を継続実施し、7月と12月に強化週間を設け取組の充実を図った。

強化週間には、10オフ運動を効果的に展開するため、児童会・生徒会の協力を得るなどしながら、児童生徒が電子メディア（ネットゲームやスマホ）を使用する際の「困りごと」を他の児童生徒と共有し、改善方法を自ら考え、これを実行することを呼び掛けるなど、自分ごととして捉えさせる取組を推進した。

また、児童生徒自身の生活習慣の改善や友達を思いやる気持ちの醸成などを図るため、ルールづくりワークシートを配布した。

強化週間後に、取組状況等を把握するため、抽出校（小・中学校とも各区1校を抽出）においてアンケート調査を実施した。（図表37）

【図表37】 家庭でルールを決めている児童生徒の割合の推移

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
小学生	69.8%	58.4%	81.4%	84.8%	87.3%
中学生	50.3%	50.0%	66.5%	65.5%	69.8%

※ 数値は、12月の強化週間の調査結果

2 電子メディアに関する講習会等の開催及び電子メディア・インストラクターの養成

(1) 電子メディアに関する講習会等の開催

広島市電子メディア協議会と連携した講習会を実施するため、講習会案内チラシを市内全小・中・高等学校等へ配布するとともに、広島市電子メディア協議会ホームページに講習会の内容を掲載し、コロナ禍においても受講できるよう、オンラインによる講習会なども実施した。（図表38）

【図表38】 電子メディアに関する講習会の参加人数及び開催回数

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
電子メディアに関する講習会の参加人数	7,808人	7,061人	8,863人	1,234人	10,581人
電子メディアに関する講習会の開催回数	65回	57回	56回	20回	48回

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は参加人数、開催回数が減少

(2) 電子メディア・インストラクターの養成

新規のインストラクターを養成する講座（9月、2月）をオンライン開催としたことで、新規認定者数が増加した。（図表39）

また、電子メディアに関する講習会の講師として活躍できるインストラクターを育成するため、電子メディア協議会と連携し、オンライン模擬講習会などのスキルアップ研修会（6回）を実施するとともに、他団体が開催する研修会へ参加させた。

また、引き続き、電子メディアに関する講習会で利用できる教材を広島市電子メディア協議会ホームページへ掲載するなど、コンテンツの共有化を進めた。

【図表 39】電子メディア・インストラクター新規認定者数の推移

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
電子メディア・インストラクター新規認定者数	18 人	17 人	23 人	37 人	44 人
〔電子メディア・インストラクター認定者総数〕	(238 人)	(255 人)	(278 人)	(315 人)	(359 人)

3 情報モラル教育の推進

(1) SNS 教育セミナーの開催

保護者や青少年の指導的立場にある教育関係者等を対象として、総務省と共催で SNS 教育セミナーを 2 回（10 月、3 月）開催した。開催に当たっては、参加者が参加しやすくなるよう、会場での参加とオンラインによる視聴を選択できるようにするとともに、講演に最新情報を取り入れるなど内容を充実した。（図表 40）

【図表 40】SNS 教育セミナー参加人数の推移

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
SNS 教育セミナー参加人数	23 人	24 人	93 人	128 人

※平成 30 年度、平成 31 年度（令和元年度）は 1 回開催

(2) 電子メディア啓発動画コンテストの実施

市立小・中・高等学校等の児童生徒が電子メディアとの付き合い方（情報モラルやマナー、利用の仕方）を主体的に考え、取り組むため、令和 2 年度より募集期間を長くした上で、電子メディア啓発動画コンテストを実施した。（図表 41）

また、コンテストの入選作品について、10 オフ運動強化週間に各学校に対して児童生徒の視聴を働きかけた。

【図表 41】電子メディア啓発動画コンテスト応募作品数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度
応募作品数	32 作品	11 作品

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 10 オフ運動の推進

(1) 評価

強化週間後のアンケート調査では、家庭でルールを決めている児童生徒の割合について、令和 2 年度と比べ小学生では 2.5 ポイント、中学生では 4.3 ポイント上昇しており、各家庭におけるルール作りが浸透しつつある。

また、強化週間に「夜 9 時以降は送信しない」、「遅くとも 10 時には使用をやめる」について、どちらか一方でも 4 日以上達成できた児童生徒の割合は、小学生で 92.0%、中学生で 73.8%、特に小学生については、「全ての日で両方達成できた」児童の割合が、5 割以上に達しており、多くの児童生徒に、強化週間において「10 オフ運動」を意識づけることができた。

さらに、中学生の平均の睡眠時間についても、8時間以上とった生徒の割合が普段に比べて14.1ポイント高くなっており、睡眠時間の確保を意識づけることができた。(図表42)

【図表42】10 オフ運動強化週間のアンケート集計結果

区 分		令和2年度		令和3年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
「夜9時以降は送信しない」 「遅くとも10時までには使用をやめる」	全ての日で両方達成	52.1%	27.2%	51.7%	27.9%
	全ての日でどちらか達成	16.6%	12.8%	18.7%	15.6%
	4日以上両方達成	10.9%	9.7%	14.2%	12.5%
	どちらか一方だけ4日以上達成	12.9%	16.1%	7.4%	17.8%
	計	92.5%	65.8%	92.0%	73.8%
「家庭で決めたルールを守れた」	4日以上達成	76.0%	56.8%	78.2%	58.5%
強化週間の睡眠時間	一日平均8時間以上睡眠をとった生徒		52.1%		50.1%
			(普段) 38.6%		(普段) 36.0%

(2) 課題

家庭でルールを決めている中学生の割合は小学生と比べて低いため、強化週間をきっかけにして、ルールを決めている生徒を増やす必要がある。

また、強化期間中では「夜9時以降は送信しない」、「遅くとも10時までには使用をやめる」等について、多くの児童生徒に意識づけが進んでいることから、強化期間以外においてもこれを定着させる必要がある。

(3) 対応方針

引き続き、年2回の強化週間を設け、児童生徒や保護者に対し、10 オフ運動が基本的な生活習慣の確立等の観点からも重要であることについて一層の理解を促す。また、ルールづくりワークシートを児童生徒に配布することなどにより、家庭でルールを決めている児童生徒の割合を増やす。

さらに、普段から「10 オフ運動」に取り組んでもらえるよう、新たに、「毎月10日は10 オフ運動の日」のポスター等を各学校へ配布し、取組を推進する。

2 電子メディアに関する講習会等の開催及び電子メディア・インストラクターの養成

(1) 電子メディアに関する講習会等の開催

ア 評価

広島市電子メディア協議会等と連携して行う講習会の参加人数は1万人を超えており、参加した保護者や児童生徒が電子メディアを適正に利用しようとする契機となった。

イ 課題

インターネットの世界は日々変化しており、新たな脅威に遭遇することが考えられるため、こうした脅威についてより多くの保護者や児童生徒に啓発するため、講習会の活用を呼び掛ける必要がある。

ウ 対応方針

広島市電子メディア協議会、学校、広島市PTA協議会、広島市青少年健全育成協議会等との連携の下、新たな脅威に対応できるよう情報セキュリティに関する内容を充実させることなどにより、電子メディアの適正な利用に向けて、積極的に講習会を活用してもらえ

るように働きかけを行う。

(2) 電子メディア・インストラクターの養成

ア 評価

スキルアップ研修会で実施した模擬講習会において、電子メディアに関する講習会で講師を行う際に留意すべき点など実践的な内容を取り入れたことや、実際の講習会でOJT研修を行ったことにより、講師として活動できるインストラクターが3人増加した。(図表43)

【図表 43】電子メディア・インストラクターのうち講師として活動した人数の推移

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
講師数	18 人	23 人	19 人	17 人	20 人

イ 課題

インストラクター新規認定者を増やすとともに、実際に講習会の講師や補助者として活動できる者を継続的に育成する必要がある。

ウ 対応方針

インストラクター認定者のうち講習会で講師として活躍できる人材を育成するため、引き続き、電子メディア協議会と連携し、プレゼンテーション能力の向上研修に加え、講師経験があるインストラクターによる実践例の紹介などを内容とする研修を実施する。

3 情報モラル教育の推進

(1) SNS 教育セミナーの開催

ア 評価

SNS 教育セミナーを会場とオンラインのいずれの方法でも参加できるようにするとともに、インターネットの利点や問題点など最新情報を取り入れた講演とすることにより、参加人数が増加した。

イ 課題

より多くの保護者や、青少年の指導的立場にある教育関係者が、青少年に対し SNS の正しい使い方等について指導できるよう、継続して最新の情報や知識を提供する必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、総務省などの関係機関と連携し、インターネットに関する社会問題等を踏まえた講演にするなど内容を充実するとともに、保護者等に広く参加を呼び掛けた上で、セミナーを開催する。

(2) 電子メディア啓発動画コンテストの実施

ア 評価

新型コロナウイルス感染症の影響で学校行事が延期されたことなどにより、動画作成に係る時間等の確保が困難となり、応募作品数は減少したが、コンテストを通じて、児童生徒が電子メディアとの上手な付き合い方や情報を正しく活用するなどの情報リテラシー（活用能力）について、主体的に考えることができた。また、入選作品を 10 オフ運動強

化週間に各学校で紹介することにより、同年代の児童生徒の視点から電子メディアとの上手な付き合い方などについて、啓発することができた。

イ 課題

引き続き、スマートフォンやインターネット等の電子メディアとの上手な付き合い方や、情報を正しく活用するなどの情報リテラシー（活用能力）を児童生徒に習得させていく必要がある。

ウ 対応方針

より多くの児童生徒が、電子メディアとの上手な付き合い方などを主体的に考えることができるよう、コンテストへの応募について学校に働きかけるとともに、様々な機会を捉え入選作品を活用する。

第1 事務の目的・概要

広島市教育委員会（以下、この項目において「市教委」という。）と広島県警察（以下、この項目において「県警察」という。）が、緊密な連携により、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成27年度に北庁舎別館内に設置した、市教委職員と県警察職員（警察官・少年育成官）が常駐する「少年サポートセンターひろしま」を核として、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援等に取り組む。

第2 課題等への対応方針

県警察との連携による、少年相談や居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）、街頭補導活動等により、少年の非行防止・自立支援に取り組むほか、ネットパトロール等により、ネット上の問題等を早期発見し、被害を未然に防ぐとともに、暴走族関係情報の収集に努める。

第3 令和3年度における管理・執行状況

1 市教委・県警察連携事業

(1) 「少年サポートセンターひろしま」による少年相談・立ち直り支援

電話や面接等により受け付けた相談事案について、事件性や非行の程度に応じ、市教委と県警察が連携して対応し、非行からの立ち直りに向けた支援を行った。（図表44）

【図表44】少年相談受理件数の推移

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
件数	199件	188件	174件	156件	186件

(2) 居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）

学力補充を行うとともに、学習への意欲の向上を図るため、少年補導補助員や大学生ボランティアの協力を得ながら個別の学習支援を行った。

また、コミュニケーション能力を向上させ、ルールを守る社会の一員としての成長を促すため、自己肯定感を高めることを目的とし、フラワーアレンジメント教室やクリスマスリース作り等の体験活動のほか、グループワークを実施した。（図表45）

【図表45】「少年サポートルーム」の開催状況の推移

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
開催回数	44回	45回	41回	24回	17回
延べ参加 少年人数	420人	387人	262人	44人	49人

(3) 生徒指導上の課題を抱える学校への支援

県警察スクールサポーターとして指定された自立支援主任相談員等を中学校等に派遣し、少年の非行防止や指導に当たる教員への支援に取り組んだ。（図表46）

【図表 46】 自立支援主任相談員等の派遣状況の推移

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
中学校	学校数	2 校	3 校	4 校	3 校	2 校
	回数	276 回	349 回	326 回	420 回	374 回
小学校	学校数	2 校	0 校	0 校	0 校	1 校
	回数	52 回	0 回	0 回	0 回	13 回
計	学校数	4 校	3 校	4 校	3 校	3 校
	回数	328 回	349 回	326 回	420 回	387 回

(4) 街頭補導活動

市教委職員と広島校外教育連盟職員による合同街頭補導活動、青少年指導員による街頭補導活動により、問題行為少年の早期発見及び早期指導を行い、少年の非行防止に取り組んだ。

活動時期：市教委職員と広島校外教育連盟職員との合同街頭補導活動（11 月）

青少年指導員の地域での街頭補導（通年）

(5) 要保護少年※対策

「要保護児童対策地域協議会代表者会議」（7 月）に市教委職員が出席し、要保護少年の対策に関わる児童相談所等の関係機関との情報共有を行った。

※ 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く。）をいう。

2 市教委単独事業

(1) ネットパトロールの実施

職員によるパトロールと併せて専門業者によるパトロールを実施した。問題発見数の多くを占めている個人情報の流布（自身の名前等を SNS 上に公開するなど）に関しては、学校等へ情報提供を行うほか、暴走行為など犯罪性のある情報については、県警察に通報する等、迅速かつ適切に対応した。（図表 47）

【図表 47】 ネットパトロールによる問題発見数の推移

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	0 件	2 件	11 件	17 件	31 件
中学校	1,135 件	753 件	502 件	330 件	273 件
中等教育学校	0 件	0 件	0 件	1 件	11 件
高等学校	289 件	484 件	291 件	86 件	81 件
その他	0 件	1 件	1 件	2 件	17 件
計	1,424 件	1,240 件	805 件	436 件	413 件

(2) 少年非行対策セミナー

少年の非行問題等に関心のある市民を対象に非行からの立ち直り支援や、居場所づくりの重要性についてのセミナーを実施した。

開催日：令和 4 年 3 月 12 日（土）（オンライン開催）

テーマ：エビデンスから読み解く少年非行抑止の指標

講 師：広島修道大学健康科学部 教授 西野 泰代

参加者数：41 人

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

令和3年の広島市域における非行少年の検挙・補導人数は330人で対前年比39人(10.6%)減少し、平成29年からの過去5年間で最小の数値となっており、「少年サポートセンターひろしま」の取組が検挙・補導人数等の低下の一端を担っているものと考えられる。

また、ネットパトロールにより、児童生徒によるネット上の不適切な書き込みや投稿等の問題を早期に発見することで、速やかに関係機関と連携して対応することができている。さらに、ネット上のトラブルを防止するための啓発資料を学校に送付することにより、児童生徒の情報モラルに対する意識が向上していることが、問題発見数の減少につながっていると考えられる。

2 課題

広島市域において検挙・補導した非行少年のうち、中学生以下が占める割合は46.4%と半数近くを占めていることから、低年齢の者を対象とした立ち直り支援活動等により、非行を生まない社会づくりを推進する必要がある。

また、ネットパトロールによる問題発見数は減少傾向にあるものの、小・中学生のスマートフォンの所持率が上がっている中で、ネット上の不適切な書き込みや投稿等の問題の早期発見に引き続き努める必要がある。

広島市域の暴走族は平成11年の27グループ272人をピークに減少しており、平成27年6月以降県警察が把握している暴走族はない。

しかしながら、SNS等により参集し、小集団のグループを結成してゲリラ的な集団暴走行為を敢行している状況にある。

3 対応方針

引き続き、県警察との連携による、居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）において、小中学校の児童生徒等、低年齢の者を対象とした立ち直り支援活動を推進する。

また、生徒指導上の課題を抱える中学校等へ自立支援主任相談員等を派遣し、少年の非行防止・自立支援に取り組む。

さらに、ネットパトロールにより、ネット上の不適切な書き込みや投稿等の問題を早期に発見し、暴走族関係の情報についても収集に努め、関係機関と連携して対応を行う。

2 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(1) 多様で良質な切れ目のない支援に関すること

ア 放課後等の子どもの居場所の確保

第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保するとともに児童の健全育成を図ることを目的に、次の取組を行う。

1 児童館の整備

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的に、小学校区ごとに児童館を整備する。なお、児童館には、遊戯室や図書室などのほか、放課後児童クラブ事業のための専用室を設ける。

2 放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館のある学区では児童館内等で、児童館のない学区では小学校の余裕教室やプレハブ施設等を利用して、放課後児童クラブ事業を実施する。

3 放課後プレイスクール事業等

児童館未整備学区において、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の大人の見守りにより安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後プレイスクール事業を実施する。

また、地域との連携・協働による学習支援や様々な体験・交流活動など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後子供教室を実施する。

第2 課題等への対応方針

1 児童館の整備

児童館未整備学区の早期解消に向け、引き続き余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどにより経費縮減を図りながら、整備ペースの向上に努める。

2 放課後児童クラブ事業

引き続きクラス増設等による量的拡大を図る。クラス増設に際しては、まず、余裕教室を活用することを最優先で検討し、余裕教室の活用が困難な場合には、学区ごとの状況に応じ、早期増設に向けて学校内へのプレハブの設置や公共施設の利用、民間事業者への補助など、様々な手法を検討する。

加えて、指導員の確保のため、採用試験の実施に際して様々な手法による広報に努めるとともに、指導員の質の向上のため、研修の実施に際してアンケート等の活用により指導員の意見を反映させるなど、内容の充実に努める。

また、多岐にわたる保護者のニーズに応え、満足度が更に高まるようなサービス向上策を実施しつつ、放課後児童クラブを将来にわたって安定的に運営していくため、令和5年度当初から受益者負担を導入することを目指す。なお、受益者負担の導入に当たっては、経済的理由で利用困難とならないよう配慮する。

3 放課後プレイスクール事業等

放課後プレイスクール事業については、実施学区数を増やすため、本市ホームページ等を活用して、制度や運営方法の周知に努めるなど、児童館未整備学区における新たな事業の担い手の掘り起こしに努める。

また、放課後子供教室については、基町小学校区での取組を検証しつつ、類似の取組を実施している地域団体等に働きかけるなど、他学区への拡大等について検討を行う。

第3 令和3年度における管理・執行状況

1 児童館の整備

5月に飯室児童館を開館した。（図表48）

また、令和4年度の春日野児童館の開館に向けて建設工事を行ったほか、令和5年度の石内児童館の開館に向けて実施設計を行った。

【図表48】児童館数の推移（各年度末現在）

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
児童館数	114 館	115 館	117 館	118 館	119 館

加えて、令和4年度の竹屋児童館の建替えに向けて、地盤改良工事等に係る実施設計の修正を行ったほか、建替え工事に着手した。

また、児童館未整備学区の解消に向けて、余裕教室を活用した児童館整備の可否について、小学校長に聞き取りを行った。

2 放課後児童クラブ事業

令和3年度当初に353クラスの受入体制を整備していた（図表49）が、5月1日現在で、9学区において、利用希望者が受入定員（最大受入可能人数）を上回り、40人の待機児童（1年生～3年生：2人、4年生～6年生：38人）が生じた。令和4年度の利用児童数の推計をもとに、受入定員（最大受入可能人数）を上回る見込みの学区について、余裕教室の活用などを検討し、令和4年度のクラス増設に向けて取り組んだ。

【図表49】放課後児童クラブ事業のクラス数の推移（各年度4月1日現在）

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
放課後児童クラブ ク ラ ス 数	257 クラス (民間29クラス含む)	292 クラス (民間40クラス含む)	307 クラス (民間49クラス含む)	338 クラス (民間62クラス含む)	353 クラス (民間73クラス含む)

また、指導員の確保のため、採用試験を複数回実施し、その際には、市の広報紙や民間求人誌、カラー刷りのチラシ等により広く周知を図ったほか、令和4年2月から、国の補助金を活用し、報酬の3%程度を引き上げる指導員の処遇改善を行った。さらに、研修の実施（年23回開催）に際して、アンケート等を参考にして内容を決定するなど、指導員の意見を反映させるように努めた。

サービス向上策及び受益者負担措置の導入については、令和5年度当初から、多岐にわたる

保護者ニーズに応え、満足度を更に高めるため、長期休業中における昼食の提供、施設面の改善、第二土曜日の開所などのサービス向上策を実施するとともに、受益者の負担能力を考慮した段階的な負担軽減措置を組み込んだ基本時間部分の受益者負担措置を導入することとした。

さらに、基本時間部分の利用料金を収納管理するためのシステム改修について、システム業者と契約し、改修に着手した。

3 放課後プレイスクール事業等

児童館未整備学区のうち5学区（井原、志屋、筒瀬、湯来東及び湯来西）については、放課後プレイスクールを実施し、指導員を配置した上で、登録児童（115人）に放課後や週末、長期休業日の安全・安心な遊び場を提供した。（図表50）

【図表50】放課後プレイスクール事業の実施学区数の推移（各年度末現在）

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
放課後プレイスクール事業の実施学区数	7学区	6学区	6学区	5学区	5学区

残りの未整備学区については、本市ホームページに制度や運営方法等を掲載するなど、地域住民に対して本事業の周知を図り、新たな事業の担い手の掘り起こしに努めた。

また、放課後子供教室については、基町小学校区において、大学生等が運営主体となり、14回開催し、登録児童（37人）に学習支援や交流活動を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 児童館の整備

(1) 評価

児童館整備に向けた実施設計及び建設工事について、予定どおり実施することができた。なお、石内児童館の整備に向けては、学校の余裕教室を活用することにより経費縮減を図ることができた。また、早稲田児童館の整備に向けて、学校の余裕教室の活用が可能であることを確認できた。

(2) 課題

児童館の整備は進んだものの、財政負担の平準化を図るため3年に4館としている現在の整備ペースでは、整備完了までに長期間を要することになる。

(3) 対応方針

引き続き、余裕教室の活用や整備内容の見直しなどにより経費縮減に取り組むことにより整備ペースの向上を図る。また、児童館未整備学区においては、地域の実情を踏まえながら、児童館整備と放課後プレイスクール事業のいずれか適切な方法により、児童の放課後等の居場所の確保を進める。

2 放課後児童クラブ事業

(1) 評価

令和3年5月1日現在で、待機児童は40人であり、解消には至らなかった。

令和4年度に利用児童数が受入定員（最大受入可能人数）を上回る見込みの学区について、市直営で9クラス増設、民間放課後児童クラブへの補助により4クラス増設した。

指導員の確保に向けて、求人情報の積極的な広報を行ったほか、指導員の質の向上に向けて、指導員が求める内容を研修内容に盛り込んだことにより、研修の充実を図ることができた。

サービス向上策及び受益者負担措置については、令和 5 年度からの実施に向けた市の方針を 9 月議会で報告することができた。また、受益者負担については、経済的理由で利用困難とならないよう受益者の負担能力を考慮した負担軽減措置を組み込むことができた。サービス向上策については、保護者ニーズに基づいた内容を実施できる見込みとなった。

(2) 課題

クラス増設を進めているが、社会経済状況の変化により、見込みを上回る利用申込があった場合、待機児童が生じる可能性がある。また、引き続き、指導員の確保に向けて、採用試験を実施する必要がある。

サービス向上策のうち、施設面の改善について、洋式トイレが 1 基しかない施設は早急に洋式化を進める必要がある。また、長期休業中における昼食の提供及びおやつの手配について、令和 5 年度からの本格実施に向けて課題等を整理する必要がある。

加えて、保護者に対して、サービス向上策の具体的な内容や利用料金等について、周知を図る必要がある。

(3) 対応方針

令和 4 年 5 月 1 日時点で待機児童が生じた放課後児童クラブについては、早期に受入体制の確保に努める。また、令和 5 年度に向けた利用児童数の推計に基づき、クラス増設等による更なる受入枠の拡大に向けて取り組むことで、待機児童解消に努める。

加えて、指導員の確保のため、採用試験の実施に際して様々な手法による広報に努めるとともに、指導員の質の向上のため、研修の充実を図る。

また、サービス向上策のうち、長期休業中の昼食の提供等については、一部の放課後児童クラブで令和 4 年度に試行的に実施するとともに、施設面の改善については、洋式トイレへの改修を進める。

さらに、令和 5 年度からのサービス向上策の具体的な内容や利用料金等について、市のホームページや広報紙等を活用して、令和 5 年度の利用申込時期までに、保護者への周知を図る。

3 放課後プレイスクール事業等

(1) 評価

放課後プレイスクールについては、一部学区において、新型コロナウイルス感染症拡大により、一時期休止したが、概ね予定どおり児童に安全・安心な遊び場を提供することができた。また、本市ホームページを活用し、本事業の制度内容等について、広報したが、未実施学区において新たな担い手を確保することができなかった。

放課後子供教室については、新型コロナウイルス感染症拡大により、予定より実施回数が少なくなった。

(2) 課題

放課後プレイスクール事業については、児童館未整備学区 19 学区のうち、実施している学区は 5 学区にとどまっていることから他の学区へ拡大していく必要がある。

また、放課後子供教室については、基町小学校区での成果を踏まえながら、他学区への取

組の拡大を検討していく必要がある。

(3) 対応方針

放課後プレイスクール事業については、未整備学区において安全・安心な遊び場を確保していく観点から、引き続き、新たな事業の担い手の掘り起こしに向けて、本市ホームページ等を活用し、地域住民等に制度や運営方法等を周知する。

また、放課後子供教室については、他学区への拡大に向けて、類似の取組を実施している地域団体等に対し、運営主体となるよう働きかけを行う。

2 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(2) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援に関すること

ア 就学援助

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的理由によって就学に支障を来さないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにするものである。

第2 課題等への対応方針

就学援助制度について、令和2年度に、認定基準の基礎となる生活保護基準が平成元年度のままとなっていることや、申請者が負担する社会保険料を二重に考慮する運用となっていることの課題を解消し、制度の持続可能性を高める観点から見直しを行った。

これに伴い、令和4年2月から見直し後の制度による認定事務を開始するため、同年1月までに教育事務システムの改修を着実に進める。

また、対象者や経過措置など制度の内容がわかりやすいお知らせやホームページを作成することで、保護者への周知に努める。

第3 令和3年度における管理・執行状況

教育事務システムの改修について、令和3年12月末までに運用テストを行い、令和4年1月中旬に改修を完了した。

また、周知については、関係部局と連携して、従来の就学援助制度のお知らせをよりわかりやすいものに見直すとともに、新たに、制度見直し後の対象者や経過措置（見直しにより令和3年度に就学援助を受けていた世帯が就学援助を受けられなくなることがある場合には、見直し前の認定基準により認定を行い、段階的に就学援助費を減額して支給）に関するお知らせを作成し、それらを令和4年1月に学校を通じて全ての児童生徒の保護者に対し配布した。併せて、制度の見直しの内容をホームページに掲載した。

【図表 51】 就学援助の認定者数等の推移

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度 (見込み)
認定者数	市 立 (認定率)	26,956 人 (28.5%)	25,796 人 (27.3%)	24,304 人 (25.8%)	23,429 人 (25.0%)	22,873 人 (24.5%)
	国・県・私立	397 人	403 人	384 人	359 人	377 人
	計	27,353 人	26,119 人	24,688 人	23,788 人	23,250 人
支給額	市 立	21 億 9,311 万円	20 億 5,477 万円	18 億 6,226 万円	16 億 9,081 万円	18 億 2,907 万円
	国・県・私立	2,300 万円	1,882 万円	1,835 万円	1,421 万円	1,507 万円
	計	22 億 1,611 万円	20 億 7,359 万円	18 億 8,061 万円	17 億 502 万円	18 億 4,414 万円

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

教育事務システムの改修については、スケジュールどおり完了し、不具合なく認定事務を開始することができた。

また、わかりやすいお知らせの配布等により、制度の見直し後においても、混乱なく申請を受け付けることができた。

2 課題

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、漏れなく支援が行き届くよう、引き続き丁寧な制度の周知・広報に取り組む。

また、教育環境の変化等に的確に対応し、必要な支援を行えるよう、引き続き国の動向等を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する必要がある。

3 対応方針

今後も学校と連携しながら、お知らせやホームページ等により、制度の周知・広報に努める。

また、他都市の状況調査を継続して行うとともに国の動向を踏まえながら、支給費目の拡充等支援の充実について検討する。

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要

令和4年8月8日（月）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

2 聴取した意見

聴取した意見については各項目に反映させたもののほか、次のものがあつた。

(1) 総括的な意見

- ・ 政令指定都市が有する広範な教育行政権限に基づき、全体として総合的・体系的、効果的な教育行政の実施に努めていると評価できる。また、重点取組項目を設けることにより、市教育行政の現状及び世界平和を希求する広島にふさわしい事務が執行されている。
- ・ 学識経験者からの指摘を踏まえた事務等の改善が継続的に行われており、市教育行政の使命、責任を果たそうとする姿勢が明確になっている。
- ・ 全体的に、「第3 令和3年度における管理・執行状況」に関する客観的な根拠（エビデンス）等と、これを踏まえた「第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針」との対応関係が明確かつ合理的な記述が多く、市教育行政のあり方として確実な改善が見られる。
- ・ 「評価」の客観的な根拠（エビデンス）に関しては、集計機能の活用により効率的な事業評価が可能となり、学校、保護者、市民とのコミュニケーションの活性化にも資することから、ウェブアンケートの積極的な活用が望まれる。
- ・ 各事業の「第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針」の対応方針において、事業の改善を図ることができた取組、方法については、他の事業の改善に生かせるよう、教育委員会内で共有を図り、ノウハウを蓄積し、人材育成（専門性向上）につなげていくことが望まれる。
- ・ 好事例の配信など、教育委員会 LAN システムの活用が随所に見られる。システムの改善を進めつつ、教育、学習における ICT の充実とともに、研修や人材育成等への積極的な活用が望まれる。

(2) 重点取組項目等に関する意見

- ・ 「学力向上の推進」において、「全国学力・学習状況調査」における正答率30%未満の児童生徒の割合は取組を評価する上で重要な評価指標と考えられ、令和3年度は、「各教科の平均正答率」、「正答率30%未満の児童生徒の割合」とともに、全国平均よりも、おおむね良い結果となっている。これらの成果は、「小・中連携教育研究会」での授業研究や、個に応じた指導研究校での取組などにより得られたものであると考えられる。また、個に応じた指導研究校での効果的な取組について、学習習慣や自己評価、家庭学習や放課後補充学習などが明確にされており、今後も学力向上に向けた効果的な運用が期待できる。

- ・ 「体力向上の推進」については、昨年度に比べ、数値等によるエビデンスを基に記述の改善が図られており、評価できる。一方、運動時間・機会の格差は、児童生徒の家庭の社会経済的背景が影響しているとも考えられることから、全国平均と市平均の比較だけでは見えない、運動時間・機会の乏しい児童生徒への対応を図っていくことが今後の取組において重要になっていると考えられる。
- ・ 「特別支援教育の充実」の「ICTの利活用の推進」の課題（20、21 頁）において、児童生徒一人一人の実態に応じたアプリの使用が必要であるが、現状では個別にインストールできない状態にあると指摘されている。対応方針（20、21 頁）にあるように、多様なニーズを有する児童生徒に柔軟な対応ができるよう、できるだけ速やかにインストールすることが望まれる。
- ・ 「学校施設の整備」については、予算の制約があるものの、外壁の剥落などは人命に関わる事故につながることから、予算確保と迅速な執行が期待される。
- ・ 「学校の情報教育環境整備」において、高速ネットワークの整備や家庭のインターネット環境に合わせた支援等は、今後の教育行政の重要な使命であり、これに積極的に取り組んでいることは評価できる。一方で、改善すべき課題も指摘されており、十分な ICT 環境を迅速に整備し、これを積極的に活用できる取組が期待される。
- ・ 「いじめ・不登校等対策の推進」の「不登校児童生徒等の居場所づくり」の令和 3 年度における管理・執行状況（41 頁）において、「どこにもつながっていない不登校児童生徒が、学校で配付されたタブレット端末を自宅に持ち帰ることができるよう準備を進める」など柔軟な対応がされており、評価できる。今後は、コロナ禍の影響を踏まえつつ、単に不登校児童生徒数の増減によって取組を評価するのではなく、こうした多様かつ柔軟な対応により、児童生徒一人一人に合った普通教育機会の確保・保障が期待される。
- ・ 「子どもの安全対策の推進」において、「見守り・巡回活動」は、市民協働活動として、特筆すべき規模と継続性を有した事業として高く評価でき、今後も継続した取組が期待される。
- ・ 「学校における働き方改革の推進」において、明確な指標の設定と各種アンケート調査の結果に基づいた事業評価が行われていること、成果と課題を明示して分析が行われていることから、今後の改善が期待できる記述・報告となっている。一方、継続している課題もあり、効果的な取組の企画・立案、執行が期待される。
- ・ 「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進」において、「10 オフ運動の推進」を始め、多くの取組で改善、充実が見られ、効果的な事業改善及び実施が行われていると評価できる。
- ・ 「暴走族・非行防止対策の総合的な推進」において、「少年サポートセンターひろしま」については、活動状況、検挙・補導人数等の低下の実績から、説得力があるものとなっており、さらなる活動の充実が期待される。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会の会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

令和3年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。（図表52）

【図表 52】教育委員会議の開催状況

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	令和3年 4月14日	人 5	人 4	1 「10 オフ運動」の令和2年度取組結果及び令和3年度取組概要について（報告） 2 令和3年広島市成人祭の開催について（報告） 3 令和2年度広島市におけるいじめ防止対策について（報告）
2	5月26日	5	3	1 史跡中小田古墳群保存活用計画の策定について（報告） 2 令和3年広島市成人祭の開催結果について（報告） 3 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第16号） 4 広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）及び広島みらい創生高等学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第17号） 5 令和4年度使用広島市立小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）用教科用図書採択の基本方針について（議案第18号） 6 訴訟について（報告） 7 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定議案に対する意見の申出について（議案第19号） (2) 財産の取得議案に対する意見の申出について（議案第20号） 8 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第21号） (2) 教職員の人事について（議案第22号）
3	6月10日	4	1	1 広島市立学校児童生徒数等（令和3年5月1日現在）について（報告） 2 令和4年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について (1) 令和4年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				方針（議案第 23 号） (2) 令和 4 年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針（議案第 24 号） (3) 令和 4 年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（議案第 25 号） 3 令和 4 年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第 26 号） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和 3 年度 6 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 7 号） 5 広島市教育委員会指定管理者指定審議会委員の任命について（議案第 27 号）
4	7 月 27 日	5	3	1 令和 4 年広島市成人祭の開催方法等について（報告） 2 令和 4 年度から使用する広島市立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書（社会（歴史的分野））採択の基本方針について（議案第 28 号） 3 広島市教科用図書採択審議会への諮問について（議案第 29 号） 4 広島市教科用図書採択審議会委員の委嘱及び任命について（議案第 30 号） 5 教職員の人事について（議案第 31 号）
5	8 月 25 日	5	0	1 令和 4 年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告） 2 令和 4 年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 財産の取得議案に対する意見の申出について（代決報告第 8 号） 4 令和 3 年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第 32 号）
6	8 月 26 日	3	3	1 令和 4 年度から使用する広島市立中学校用教科用図書（社会（歴史的分野））の採択について（議案第 33 号） 2 令和 4 年度から使用する広島市立中等教育学校（前期課程）用教科用図書（社会（歴史的分野））の採択について（議案第 34 号） 3 令和 4 年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書採択について（議案第 35 号） 4 令和 4 年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				用図書の採択について（議案第 36 号）
7	9 月 29 日	5	1	1 過大規模校の新入学児童を対象とした指定学校変更申請について（報告） 2 放課後児童クラブのサービスの充実等について（案）（報告） 3 学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針（案）について（報告） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和 3 年度 9 月補正予算議案及び専決処分承認議案に対する意見の申出について（代決報告第 9 号） (2) 令和 3 年度 9 月補正予算議案（追加送付分）に対する意見の申出について（代決報告第 10 号） (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更議案に対する意見の申出について（代決報告第 11 号） 5 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第 37 号）
8	10 月 29 日	5	3	1 令和 3 年度全国学力・学習状況調査の結果について（報告）
9	11 月 24 日	5	3	1 「青少年からのメッセージ」の募集結果について（報告） 2 令和 4 年広島市成人祭の開催について（報告） 3 令和 2 年度不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告） 4 博物館に相当する施設の指定について (1) 博物館に相当する施設の指定について（議案第 38 号） (2) 博物館に相当する施設の指定について（議案第 39 号） 5 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 公の施設の指定管理者の指定議案に対する意見の申出について（代決報告第 12 号） (2) 令和 3 年度 12 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 13 号） 6 教職員の人事について（議案第 40 号）
10	12 月 21 日	5	1	1 懲戒処分の標準例の改正について（報告） 2 訴訟について（報告） 3 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 41 号） (2) 教職員の人事について（議案第 42 号）
11	令和 4 年 1 月 26 日	5	2	1 市立学校等における新型コロナウイルス感染症患者の発生及び対応の状況について（報告）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				2 学校給食における選択制のデリバリー方式の解消に向けた取組について（報告） 3 野外活動施設の今後のあり方について（報告） 4 令和 5 年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針について (1) 令和 5 年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針（議案第 1 号） (2) 令和 5 年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針（議案第 2 号） 5 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市公民館条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 1 号） (2) 契約の締結議案に対する意見の申出について（代決報告第 2 号） (3) 契約の締結議案に対する意見の申出について（代決報告第 3 号） (4) 令和 3 年度 2 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 4 号） (5) 令和 4 年度当初予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 5 号）
12	2 月 2 日	5	0	1 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 3 号） (2) 教職員の人事について（議案第 4 号）
13	3 月 2 日	5	0	1 青少年交流事業の開催結果について（報告） 2 訴訟について（報告） 3 教職員の人事について（議案第 5 号）
14	3 月 16 日	5	0	1 事務局職員等の人事について（議案第 6 号）
15	3 月 25 日	4	1	1 広島市ハイスクールビジョン及びハイスクールビジョン推進プログラムの中間見直しについて（報告） 2 令和 4 年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告） 3 広島市教育委員会規則の一部改正について (1) 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第 7 号） (2) 広島市立中等教育学校学則の一部改正について（議案第 8 号） (3) 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 9 号） (4) 広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 10 号） (5) 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について（議案第 11 号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				(6) 広島市立特別支援学校学則の一部改正について（議案第 12 号） 4 学校運営協議会の設置について（議案第 13 号） 5 事務局職員の人事について（議案第 14 号） 6 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案 15 号） (2) 教職員の人事について（議案 16 号）
16	3 月 30 日	5	0	1 令和 3 年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」の結果について（報告） 2 令和 4 年度広島市教員研修計画について（報告）
開催回数 16 回		計（延べ） 76 人	計（延べ） 25 人	議案：43 件、代決報告：11 件、報告：28 件、 審議事項 合計 82 件

（注）「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告。

(2) その他の主な活動

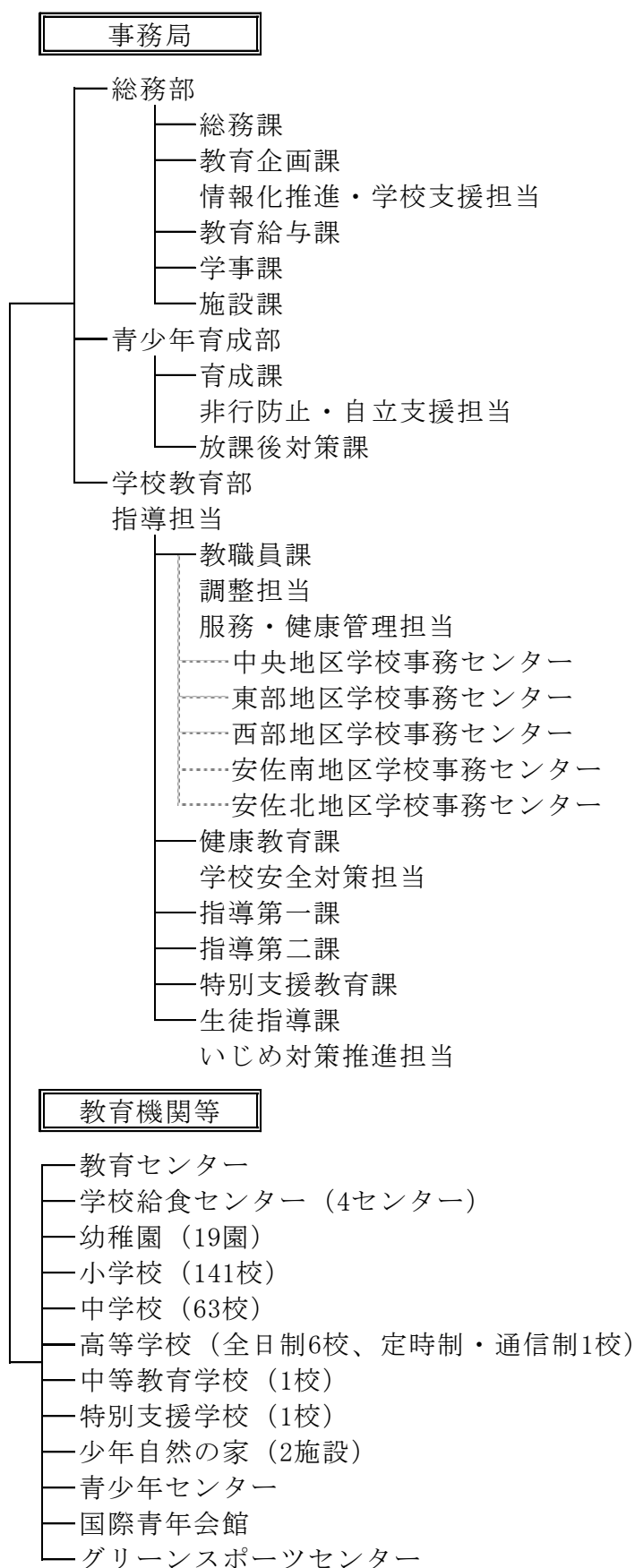
教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議への出席等も行っており、その主なものは、次のとおりである。（図表 53）

なお、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学校訪問及び入園式・入学式等への出席は見合わせた。

【図表 53】教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く）

時 期	区 分	概 要
令和 3 年 7 月	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。（5 人）
9 月	市町村教育委員会オンライン協議会（第 1 回）への参加	全国の市町村教育委員会の教育長・教育委員のための協議会に参加し、協議を行った。（1 人）
10 月	広島県女性教育委員グループ第 1 回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、オンラインで意見交換を行った。（1 人）
11 月	市町村教育委員会オンライン協議会（第 2 回）への参加	全国の市町村教育委員会の教育長・教育委員のための協議会に参加し、協議を行った。（3 人）
	広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、地域の活性化と学校のあり方について意見交換を行った。（5 人）
令和 4 年 2 月	広島県女性教育委員グループ第 2 回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、オンラインで意見交換を行った。（3 人）

(参考) 2 教育委員会事務局・教育機関等組織図 (令和3年4月1日現在)



(参考) 3 広島市立学校の児童生徒数等

【図表 54】 広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数 (令和 3 年 5 月 1 日現在)

校種		幼児児童生徒数	学校数
幼稚園		542 人	19 園
小学校		64,400 人	141 校
中学校		28,445 人	63 校
高等学校	全日制	5,069 人	6 校
	定時制	751 人	1 校
	通信制	978 人	
	小計	6,798 人	7 校
中等教育学校		705 人	1 校
特別支援学校	小学部	173 人	1 校
	中学部	120 人	
	高等部	260 人	
	小計	553 人	
計		101,443 人	232 園・校

(参考) 4 図表一覧

ページ

【図表 1】 アドバイザー派遣回数推移	3
【図表 2】 令和3年度のアドバイザーの施設別派遣回数	3
【図表 3】 令和3年度のアドバイザーによる支援内容	3
【図表 4】 令和3年度全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率	7
【図表 5】 全国学力・学習状況調査における正答率30%未満の児童生徒の割合	7
【図表 6】 令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」実技調査の結果	11
【図表 7】 令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」児童質問紙の結果	12
【図表 8】 被爆体験を聴く会等の実施状況（「こどもたちの平和学習推進事業」利用延べ数）	14
【図表 9】 こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加者数	14
【図表 10】 平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）	14
【図表 11】 特別支援学級指導員の人数の推移（人）	18
【図表 12】 学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移（人役）	18
【図表 13】 医療的ケアが必要な児童生徒数の推移（人）	19
【図表 14】 巡回相談指導の実施状況の推移	19
【図表 15】 通級による指導を受けている児童生徒数の推移（人）	19
【図表 16】 日本語指導協力者の訪問を受けた学校数と児童生徒数、訪問回数の推移	27
【図表 17】 教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移	28
【図表 18】 学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移	30
【図表 19】 学校施設の校舎のトイレ洋式化実績の推移	31
【図表 20】 スクールカウンセラーの活動時間数の推移	40
【図表 21】 スクールカウンセラーが支援を行った相談件数の推移	40
【図表 22】 スクールソーシャルワーカー等の配置人数の推移	41
【図表 23】 スクールソーシャルワーカーが支援を行ったケース数の推移	41
【図表 24】 「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移	41
【図表 25】 「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移	41
【図表 26】 いじめの認知件数の推移	42
【図表 27】 不登校児童生徒数の推移	42
【図表 28】 暴力行為の発生件数の推移	43
【図表 29】 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト実施校数の推移	46
【図表 30】 防犯ブザー所持率の推移	48
【図表 31】 見守り活動者数の推移	49
【図表 32】 プランに掲げる達成目標	52
【図表 33】 プランの達成目標の実績の推移	53
【図表 34】 令和3年度に達成できなかった目標の校種別、職位別の実績	54
【図表 35】 職場体験学習及びひろしまキャリア応援団からの講師派遣による職業講話実施校（中学校）	56
【図表 36】 インターンシップ参加者数（高等学校）	57
【図表 37】 家庭でルールを決めている児童生徒の割合の推移	59
【図表 38】 電子メディアに関する講習会の参加人数及び開催回数	59
【図表 39】 電子メディア・インストラクター新規認定者数の推移	60
【図表 40】 SNS教育セミナー参加人数の推移	60
【図表 41】 電子メディア啓発動画コンテスト応募作品数	60
【図表 42】 10 オフ運動強化週間のアンケート集計結果	61
【図表 43】 電子メディア・インストラクターのうち講師として活動した人数の推移	62
【図表 44】 少年相談受理件数の推移	64
【図表 45】 「少年サポートルーム」の開催状況の推移	64
【図表 46】 自立支援主任相談員等の派遣状況の推移	65
【図表 47】 ネットパトロールによる問題発見数の推移	65
【図表 48】 児童館数の推移（各年度末現在）	68
【図表 49】 放課後児童クラブ事業のクラス数の推移（各年度4月1日現在）	68
【図表 50】 放課後プレイスクール事業の実施学区数の推移（各年度末現在）	69
【図表 51】 就学援助の認定者数等の推移	72
【図表 52】 教育委員会議の開催状況	76
【図表 53】 教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く）	80

【図表 54】 広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数（令和 3 年 5 月 1 日現在）・・・・・・・・・・ 82

登 録 番 号	広 X 1 - 2 0 2 2 - 2 4 9
名 称	広島市教育委員会事務局点検・評価報告書
主 管 課 所 在 地	広島市教育委員会事務局総務部総務課 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号 (〒730-8586) TEL : 5 0 4 - 2 4 6 3
発 行 年 月	令和 4 年 9 月